

平成18年第8回那須烏山市議会定例会（第1日）

平成18年12月5日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 3時18分

◎出席議員（20名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
11番	五味渕親勇君	12番	大野曄君
13番	平山進君	14番	水上正治君
15番	小森幸雄君	16番	平塚英教君
17番	中山五男君	18番	樋山隆四郎君
19番	滝田志孝君	20番	高田悦男君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
助役	山口孝夫君
収入役	石川英雄君
教育長	池澤進君
総務部長	大森勝君
市民福祉部長	零正俊君
経済環境部長	佐藤和夫君
建設部長	池尻昭一君
教育次長	堀江一慰君

◎事務局職員出席者

事務局長	田中順一
書記	藤田元子
書記	佐藤博樹

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第 7号 那須烏山市監査委員条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 4 議案第 8号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第 9号 那須烏山市消防賞じゅつ金等条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第10号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第11号 那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第12号 那須烏山市立図書館設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第13号 栃木県後期高齢者医療広域連合の設立に関する協議について（市長提出）
- 日程 第10 議案第14号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について（市長提出）
- 日程 第11 議案第15号 那須烏山市を「非核平和の市」とする宣言について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 1号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 2号 平成18年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 3号 平成18年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 4号 平成18年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第16 議案第 5号 平成18年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第17 議案第 6号 平成18年度那須烏山市水道事業会計補正予算について

(市長提出)

日程 第18 付託第 1号 請願書等の付託について (議長提出)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（小森幸雄君） おはようございます。ただいま出席している議員は20名です。定足数に達しておりますので、平成18年第8回那須烏山市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課長の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に本日からの定例会にあたり、去る11月28日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

◎市長あいさつ

○議長（小森幸雄君） ここで、市長のあいさつ並びに行政報告を求めます。

市長大谷範雄君。

[市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成18年第8回那須烏山市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位にありましては大変ご多用のところ、ご参集を賜りましたこと、まことにありがたく厚くお礼を申し上げます。

今期定例会は、15議案を上程をさせていただきます。私を初め執行部一同、誠心誠意相努めたいと思います。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、昨今のゆゆしき事象いじめ問題につき、所感を述べさせていただきます。これらの事件が発生するたびに教育委員会や学校の責任が追及をされ、文部科学省による指導強化が叫ばれております。しかし、それらの多くの事件は、形式的な文部科学省からの指導の通達や教育長や学校長の謝罪の言葉が主でありまして、いじめの解決のための抜本的な根源を打ち切るまで踏み込んでいないのが実態ではないでしょうか。

つまり第一に、どうすればいじめをなくすることができるのか、教育現場に具体策がないからではないでしょうか。仮に具体的な対策があったにしても、その効果は直ちに期待できるものではございません。したがって、いじめ問題は極めてその対応が難しい事象ということでもあります。

いじめが学校という教育の現場で行われていることや、その当事者が思春期の子供たちであるだけに、双方を傷つけずに、また波風を立てずに事態をおさめたいという傾向もあるかもし

れません。これらのことが体裁を気にするあまり、学校の対応が甘いという批判を受ける原因になっていると思われま

す。いじめはどんな仔細なものでも、将来の人生の中で心の傷を残します。したがって、いじめが深刻化する前に、具体的な手だてを講じる必要があることとなります。すなわち、いじめ問題は、学校の内部で解決できる問題ではないと思います。であるならば、外部の力も借りるべきであります。つまり、教育委員会に報告をした、あるいは謝罪をした等のレベルではないと思います。家庭、地域社会の力を総動員して事にあたる気構えが必要であります。

いじめが起きる原因は子供たちの心の中にあります。学校、家庭、地域が一体となって、その解決に向け努力をする環境が必要と考えております。那須烏山市独自のいじめ対策の構築の必要性を強く感じております。

行政報告を申し上げます。総務課関連でございますが、那須烏山市職員分限及び懲戒等取扱規程の制定につきまして、飲酒運転による交通違反及び交通事故を含め、一般服務関係等に至るまでの職員の分限及び懲戒等取扱規程を制定し、平成18年11月1日から適用させております。公務員の綱紀肅正が叫ばれる昨今、さらなる徹底を図ってまいりたいと思

います。次に、豊島区との防災協定締結についてであります。合併後の那須烏山市との防災協定を継続するために、平成18年11月16日、本市において防災協定調印式を行いました。豊島区からは高野区長、里中議長、日高教育長及び担当者11名が来庁し、本市からも小森議長、水上副議長、樋山総務企画常任委員長にも出席をいただいております。この協定によりまして、豊島区とは防災以外にも多岐にわたる交流が展開されることを期待しているところでござ

います。さらに1年間交通死亡事故ゼロの功績により表彰を受けております。昨年10月1日から本年9月30日までの1年間にわたり、交通死亡事故ゼロでありましたので、11月28日に開催されました栃木県交通安全県民大会において、栃木県知事から表彰されました。また、今月11日から31日まで年末の交通安全県民総ぐるみ運動が実施をされます。市民全員がこの運動に取り組み、悲惨な交通死亡事故が起きない那須烏山市であることを願っております。

次に、商工観光課関連の林テレンプ株式会社関東工場の進出経過について報告を申し上げます。林テレンプ(株)関東工場、仮称でございますが、那須烏山市の進出については9月26日に市長が林テレンプ(株)本社を訪問し、林 勇夫取締役社長以下会社幹部と面談をし、那須烏山市への工場建設及び市民の雇用についての特段の誘致要請と、林テレンプ(株)の主力工場であります豊田工場を視察してまいりました。

市といたしまして、林テレンプ(株)の誘致を最重要課題として強力に推進をするために、10月7日に市主催による地元説明会を開催をいたしております。今後とも林テレンプ(株)

の早期操業開始、予定は平成20年1月操業予定に向けまして、市としても最大限の協力をし
てまいりたいと考えております。

農政課関連で、9月、イベントの開催のご報告でございます。9月30日、10月1日、先
ほど申し上げました豊島区のふくろ祭りに直売所を中心とした参加をしております。また、
10月28日から29日、ふるさと栃木フェア、宇都宮市の開催でございます。11月12日
は和光市農業祭、12月2日、食と農の祭典ひのきや、このようところが各種イベント開催
参加ございました。その他教育委員会関連につきましては、閉会時のごあいさつに述べさせ
ていただきたいと思っております。

さて、今期定例会は補正予算案6件、条例の改正6件、議決案件3件、計15件を上程をさ
せていただきます。重ねて何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に
あたりましてのごあいさつ並びに行政報告とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。事務局長に朗
読いたさせます。

〔事務局長 朗読〕

議事日程

平成18年第8回那須烏山市議会定例会（第1日）

- | | | | |
|----|----|--|-------|
| 開 | 議 | 平成18年12月5日（火） | 午前10時 |
| 日程 | 第1 | 会議録署名議員の指名について（議長提出） | |
| 日程 | 第2 | 会期の決定について（議長提出） | |
| 日程 | 第3 | 議案第7号 那須烏山市監査委員条例の一部改正について（市長提出） | |
| 日程 | 第4 | 議案第8号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について（市長提出） | |
| 日程 | 第5 | 議案第9号 那須烏山市消防賞じゅつ金等条例の一部改正について（市長提出） | |
| 日程 | 第6 | 議案第10号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正について（市長提出） | |
| 日程 | 第7 | 議案第11号 那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正について（市長提出） | |
| 日程 | 第8 | 議案第12号 那須烏山市立図書館設置及び管理条例の一部改正について（市長提出） | |

- 日程 第 9 議案第13号 栃木県後期高齢者医療広域連合の設立に関する協議について（市長提出）
- 日程 第10 議案第14号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について（市長提出）
- 日程 第11 議案第15号 那須烏山市を「非核平和の市」とする宣言について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 1号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 2号 平成18年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 3号 平成18年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 4号 平成18年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第16 議案第 5号 平成18年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第17 議案第 6号 平成18年度那須烏山市水道事業会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第18 付託第 1号 請願書等の付託について（議長提出）

以上、朗読を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小森幸雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

9番 野木 勝君

10番 大橋洋一君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（小森幸雄君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり本日から12月12日まで

の8日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から8日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の予定については、送付の日程表のとおりですので、ご協力を願います。

お諮りいたします。日程第3 議案第7号から日程第8 議案第12号までの条例の一部改正6議案を一括して議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第3 議案第7号 那須烏山市監査委員条例の一部改正について
 - ◎日程第4 議案第8号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について
 - ◎日程第5 議案第9号 那須烏山市消防賞じゅつ金等条例の一部改正について
 - ◎日程第6 議案第10号 那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正について
 - ◎日程第7 議案第11号 那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正について
 - ◎日程第8 議案第12号 那須烏山市立図書館設置及び管理条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） したがって、議案第7号 那須烏山市監査委員条例の一部改正から議案第12号 那須烏山市立図書館設置及び管理条例の一部改正の6議案を一括して議題といたします。なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

○議長（小森幸雄君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第7号から第12号までの条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号であります。議案第7号につきましては、地方自治法の一部改正が平成18年6月7日に施行されたことに伴いまして、那須烏山市監査委員条例の一部を改正するものであり

ます。

主な内容は、従来「監査委員の定数は、2人とする」とし、監査委員条例に規定されておりましたが、地方自治法第195条第2項に「その他の市及び町村にあっては2人とする。」と規定をされたことに伴いまして、市条例で定める必要がなくなったために、市監査委員条例により定数の条項を削除するものであります。

議案第8号は、那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正であります。人事院が7月から国家公務員の休息時間を廃止した内容の改正を受けまして、国家公務員に準じて本市職員の「勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の一部を改正するものであります。

主な内容は、勤務時間の合間に15分ずつ2回とれる有給の休息時間を廃止し、無給の休憩時間、現在45分間取得をしております、これを15分間延長して12時から午後1時までの1時間とし、昼休みを現行どおり1時間を確保するかわりに、現在の勤務時間8時30分から午後5時15分の終業時間を15分間延長して午後5時30分とするものであります。終業時間が15分間延長され、市民サービスの向上につながる内容であります。

また、障害者自立支援法の施行に伴いまして、障害者を支援する施設の名称が改正になることに伴う改正であります。

議案第9号 那須烏山市消防賞じゅつ金等条例の一部改正についてであります。非常勤消防団員等にかかわる障害補償の基準を定めた政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴いまして、那須烏山市消防賞じゅつ金等条例の一部を改正するものであります。

主な内容は、賞じゅつ金の一つであります障害者賞じゅつ金について、これまで政令で定めておりました障害補償にかかわる障害等級関係が、新たに制定をされた「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令」で定められるようになったことにより、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正についてであります。健康保険法等の改正に伴いまして、平成18年10月1日より保険給付として入院時生活療養費が創設されたこと等によりまして、那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例、那須烏山市妊産婦医療費助成条例、那須烏山市子ども医療費助成条例及び那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正するものであります。

主なものは、新たに創設された入院時生活療養費の給付に係る一部負担金のうち、改正前の医療保険各法及び老人保健法に規定する標準負担額に相当する額を助成対象としたこと及び保険給付のうち特定療養費を保険外併用療養費に改めたものであります。

次は議案第11号 那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正についてでありま

す。旧烏山地区の給食共同調理場につきましては、本年3月末日をもって向田小学校学校給食共同調理場を廃止いたしました。さらに本年度末をもって東小学校学校給食共同調理場を廃止するための所要の改正を行うものであります。廃止後は、烏山小学校及び烏山中学校学校給食共同調理場と南那須学校給食センターの3カ所で当面の給食業務を行う予定であります。

議案第12号は、那須烏山市立図書館設置及び管理条例の一部改正についてであります。平成19年4月1日から市立図書館の利用状況等を勘案し、4月から10月までの平日の開館時間、午前9時から午後7時までを、4月から9月までに改正するものと、図書館利用者の利便性を考慮し、現在月1回日曜日の休館日を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

以上、議案第7号から議案第12号まで一括提案理由の説明を申し上げます。詳細につきましては、各部長及び教育次長より説明させますので、何とぞ慎重審議を賜りまして可決、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に、担当部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 私からは、議案第7号から議案第9号について補足説明を申し上げます。

最初に議案第7号 那須烏山市監査委員条例の一部改正をする条例、1ページをお開きいただきたいと思っております。監査委員の定数につきましては、基本的に地方自治法第195条に定められております。従前の条例、改正前の条例につきましては市にあっては2人、または3人とされ、条例で定めることを基本とされておりました。今回の地方自治法の改正で、政令で定める市、人口が25万人以上の市にあっては4人、その他の市にあっては2人とするという改正がされたことから、第1条では引用条文の削除、第2条では現在、監査委員は2人であることから、定数を定める必要がなくなったことから削除するものでございます。なお、この監査委員の増加する必要がある場合、例えば那須烏山市の例で申し上げますと、2人から3人に引き上げようとする場合につきましては、条例で定めることとなります。

次に議案第8号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてご説明いたします。1ページをお開きいただきたいと思っております。今回、第6条関係につきましては、休憩時間を定めた条文でございます。市長提案理由にもありましたように、休憩時間を午後0時15分から午後1時までと従前であったものを、正午から午後1時までの1時間とするための所要の改正。第2項の追加につきましては、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすときというふうにごさいます。従前の休憩時間、すなわち午後0時15分から午後1時までとし、終業時間を午後5時15分とすることができることとしたものでございます。

規則で定めるというふうにごさいます。主なものを申し上げますと、未就学児を養

育をする場合、要介護者を介護する場合、妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑により、母体または胎児に影響がある場合等を定めることといたしております。

第8条及び別表の改正は用語の整理を行ったものでございます。附則第2項において、那須烏山市職員給与条例の一部改正を行っておりますが、現在、審査をいただいております那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第6条が改正されることに伴い、引用条文を改めるものでございます。

次に議案第9号 那須烏山市消防賞じゅつ金条例の1ページをお開きいただきたいと思います。この条例につきましては、非常勤消防団員が公務により殉職、障害を受けた場合、賞じゅつ金を授与する目的で設置されている条例でございます。市長の提案理由にもありましたように、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令から、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給に関する省令で定めることとされたため、別表に定められている障害賞じゅつ金について改正を行うものでございます。

なお、この基本的な賞じゅつ金の運用等につきましては、現在の運用と変更はございません。この関係政令及び省令につきましては、平成18年4月1日から適用されることとなっておりますので、附則において遡及適用の措置を行っております。

以上で、総務部関係の補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） 議案第10号 重度心身障害者医療費助成条例等の一部改正について補足説明を申し上げます。議案書の次のページをお願いします。今回、改正の主な概要は健康保険法の改正によるもので、平成17年10月より介護保険が適用される療養病床に入院する方の食費及び居住費の負担が見直しされたことにより、医療保険が適用される療養病床に入院する70歳以上の方も平成18年10月1日より、介護保険と同水準の食費及び居住費負担となることから、関係する条例4本を一括し、所要の改正をお願いするものであります。

第1条は、那須烏山市重度心身障害者医療費助成条例の一部改正であります。第2条第3項中、「特定療養費」を「入院時生活療養費、保険外併用療養費」に改めるは、介護保険との均衡の観点から入院時生活療養費、つまり居住費、光熱費です、を新たに追加し、また特定療養費を保険外併用療養費と名称を改めるものであります。

次に第4条ただし書きは入院時の食事療養費補助基準は改正前を基準とするものであります。附則は健康保険法の改正と同じく平成18年10月1日以降に受けた保険給付にかかる助成から適用されます。

次に第2条那須烏山市妊産婦医療費助成条例の一部改正であります。第2条第2項第1号

中、重度心身障害者医療費助成同様「特定療養費」を「保険外併用療養費」に名称を改め、附則は平成18年10月1日以降の保険給付にかかる助成から適用されます。

次に第3条、こども医療費助成条例の一部改正であります。妊産婦医療費助成同様第2条第2項第1号中、「特定療養費」を「保険外併用療養費」に名称を改め、附則も同様に平成18年10月1日以降の保険給付にかかる助成から適用されます。

次に第4条那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正であります。第2条第2項第1号中は、重度心身障害者医療費助成同様「入院時生活療養費」を新たに追加し、「特定療養費」を「保険外併用療養費」と名称を改めるものであります。次に「医療費」を「医療若しくは」以降は、重度心身障害者医療費助成と同様の書き方に改めるものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） それでは、教育委員会関係の条例改正2件ほどございますが、順を追って説明をさせていただきます。

まず、議案第11号 那須烏山市学校給食施設設置及び管理条例の一部改正でございます。現在の市におきます学校給食につきましては、児童、生徒への食の安全性及び合理化の観点から旧南那須地区の給食センター及び旧烏山地区の3カ所の共同調理場において学校給食を実施しているところでございます。

ご案内のとおり、旧烏山地区におきます共同調理場につきましては、施設の老朽化、改善等も指導されている現状でございます。また、過去におきまして、学校統合同様、行財政合理化審議会におきましても、施設の統合が指摘をされており、職員の削減を含め共同調理場の順次統合を進めることとし、第1弾としまして市長提案のとおり、昨年度末をもって向田小学校学校給食共同調理場を廃止いたしましたところでございます。

今回、第2弾といたしまして、本年度末をもちまして東小学校学校給食共同調理場を廃止いたしまして、あわせて市内におきます学校給食における調理学校名等について改正条例の別表のように改正を提案いたすものでございます。なお、本条例の改正に伴い、平成19年の4月1日から合計ですべての市内の小中学校でございますが2,700食、児童、生徒は2,477でございます。烏山小学校学校給食共同調理場につきましては、烏山小学校、現在の野上小学校、向田小学校も含むものでございます。それとあわせて境小学校、東小学校の調理を行うものでございます。

烏山中学校学校給食共同調理場につきましては、烏山中学校、七合中学校でございます。烏山小学校の食数を申し上げておりませんでした。烏山小学校につきましては800食の予定でございます。烏山中学校につきましては、烏山中学校、七合中学校を合わせまして600食の

調理を行う予定でございます。

南那須学校給食センターにつきまして、荒川小学校、江川小学校、荒川中学校、下江川中学校の現在に加えまして、七合小学校、興野小学校を加えるものでございまして、今回、合わせますと200食ほどふえまして、1,300食ということで調理をする予定でございます。なお、今回の改正に伴いまして、七合小学校と興野小学校につきましては、調理及び搬送につきましては給食センター、民間に委託をしているところでございまして、七合小学校までの距離が8キロ、約15分、興野小学校までが12キロ、25分ということで想定をいたしまして、今回、条例の改正提案をさせていただくものでございます。

次に、議案第12号 那須烏山市立図書館設置及び管理条例の一部改正について、詳細をご説明申し上げたいと思います。本案につきましては、図書館の利用状況及び市民等の要望等もございました。市長の提案のとおり夏期、冬期におきます利用期間及び日曜日を開館といたします改正を行うものでございます。

第5条関係につきましては、利用時間を規定してございます。平日の利用時間、月曜から金曜につきまして1号につきましては夏期期間、4月から10月、午前9時から午後7時というふうになっておりますが、2号につきましては冬期期間、11月から3月、開館時間は9時から午後6時ということで規定をしているところでございますが、10月におきます午後6時以降の入館者の状況等を調査させていただきました。多い日でも2、3名です。ほとんど5時以降の入館者はいないというような状況も含めまして、夏期期間を4月から9月、冬期期間を10月から3月と改正をいたすものでございます。なお、それぞれの開館時間の変更等はございません。

次に、第6条の改正関係でございます。これにつきましては休日を規定してございます。第5号につきましては烏山図書館、第3日曜日及び第6号につきましては南那須図書館、第4日曜日休日ということになっている部分でございます。利用者への配慮から削る改正をいたすものでございます。現在の月平均ですと22日が開館という形になっておりまして、1日ふえるということでございます。なお、市民への周知等を参酌をいたしまして、条例施行日を19年4月1日からということで改正をいたすものでございますので、ご審議方よろしくお願いを申し上げます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 一括ということなので、盛りだくさんな質問になると思うんですが、よろしくお願います。

まず7号関係なんですけれども、監査委員が従来までは条例で定めていたものを、今回、地方自治法に2名と明記されているから、条例の必要がなくなったという意味だと思うんですが、この場合、2人の監査委員がいますけれども、市民の代表と議会の代表の監査委員がいるわけなんですけれども、そういうような規定というか必要性というか、それはどんなふうを考えているのか。条例にはなかったかもしれませんが、その運用規定はどんなふうを考えているのか。従来と変わらないという考えなのか、その辺のご説明をいただきたいというふうに思います。

次に、8号関係ですけれども、人事院の改正に伴う所要の改正ということなんですけれども、今までは12時15分から1時までが休みということで、終了時間が夕方の5時15分ということだったものを、15分間延長して夕方の5時半までということなんです。これはその辺の説明はちょっとわからないのですが、15分は職員のお昼休みの休憩がなくなって、夕方15分延びるという考え方なんでしょうか。職員の休憩時間の今までの時間帯と変わらないのか、サービスの延長になってしまったのか。その辺がよくわかりませんので、もう一度確認をしておきたいと思います。

そこで、先ほど市長のあいさつの中にありましたように、たばこ関係、それと交通違反の問題ですが、公務員の綱紀粛正ということで、これを急遽取り入れたということなんですけれども、たばこについては職員間のコンセンサスを得てやったのか。市長がたばこを吸わないから、私も吸いませんけど、自分の趣味を職員に押しつけたのか、その辺が非常にわからないんです。確かに市民から見ると、まとまって裏のほうでござそたばこを吸っている光景はよくないという人もいますが、非常に煩雑な事務をやっている中で、ある程度のリフレッシュタイムも必要なこともあるのかというふうに思うんです。

それで、私が議員になるずっと前の話でしょうが、昔は10時休みとか3時休みとかやって、これは烏山の役場だと思うんですが、職員間でラジオ体操などをやった時代もあったんですよ。そういうことで、単に仕事をさぼるなということできしぎしやっても、果たして能率が上がるのかどうか。もっと職員の自主性、自発性を喚起するようなリフレッシュの仕方があるのかなというふうに思うんですけれども、その辺はどういうふうに考えているのか、お考えをお聞きしたい。

さらには、交通違反の関係なんですけれども、これは逆にほかの市のほうは酒気帯び関係につきましても免職なんですよね。うちのほうは酒酔い運転は免職なんです。酒気帯びにつきましても停職ということで、若干ほかの市と違うんですね。これは何か甘いんじゃないのというふうに市民の方からおしかりを受けているんですが、どういう根拠でそんなふうになったのか。

聞き及ぶところによりますと、前の日にお酒を飲んで、それが残っていた場合にそれでも二

日酔いでも酒気帯びで逮捕される可能性がある。そういう場合に気の毒だからというような温情で、酒気帯びでも停職というようなことになったのかなというふうに思うんですが、それは私から言わせれば、8時間前に量も含めてですけれども、自分が車を運転するということがわかっているならば、当然それを予測して量を下げたり、8時間前にはもう飲まないとかコントロールできるはずですよ。

そういうものはきちっとしないと、酒酔いは免職だけど、酒気帯びは停職だ、許されるんだ。こういう甘えの構造になるのではないかなというふうに思うんですが、今、社会的にこれほど問題になっているわけですから、私から言わせればどっちも同じじゃないかなというふうに思うので、それこそ公務員としての自覚の問題だというふうに思うんですが、その辺をちょっと、私と執行部の皆さんとずれているので、その辺をどう考えるのか、どういう適応をするのか。これは関連の質問になってしまって申しわけないんですが、職員の職務に関することですからお伺いしたいと思います。

条例案の10号なんですけれども、いろいろありますが、10号で入院時の生活費の療養費、保険外併用療養費というふうにあるんですが、これは昨年の6月14日に国会で強行されました医療制度改悪法に基づく入院患者の負担を、介護保険同様に食費と居住費を別立てで取るということに伴う改正というふうに受けとめてよろしいのかどうか。そうすると、従来からすると、どれぐらい費用負担がふえるのか、試算があればお示しをいただきたいと思います。

次、学校給食です。議案第11号ですが、学校の食品の安全及び合理化などというような話でしたが、職員の削減というのが主な主眼だと思うんですが、少子化の中で児童もいないということもあるんですが、そういう中で学校統廃合を進めると並行に学校給食の統廃合ということを進めるということだと思うんですが、さてその中で、私は東小学校の給食室をなくしてしまうというのは老朽化なんだろうけれども、まだまだ老朽化していないという認識なんです、子供たちがいないという中での経費節減という意味からは、確かになるべくは自校方式がいいんですが、時代の流れかなというふうには思います。

しかし、この下のほうに、七合小学校、興野小学校、南那須学校給食センターでつくって持っていくというようなことも考えてやるんですね。これはかねがね市長が、那須烏山市の小中学校の給食については、南那須の学校給食センターで最後は一括してつくって持っていくんだというようなご説を述べられておりましたが、その前段ということで理解してよろしいのかどうか。

私はこれは基本的に反対です。なぜかと言えば、高根沢などでも学校給食の食中毒みたいなのが起きましたが、センター方式でやりますと、1カ所でやったものが全域に広がってしまうんですね。そういう意味では、安全性を確保する意味からも、本来は自校方式がいいんですが、

経費の問題もありまして、そうは簡単にいかないと思うんですが、そういう意味では、何カ所かずつやってやったほうが、どこかでもし問題が起きたときには、片方で対応できるような方法をとったほうがよろしいのではないかと、食品安全性の問題から。それが1点。

もう1点は、民間委託の問題です。この問題につきましては、市長と見解が異なるんですが、私としましては学校教育の一環であるという立場から、食育というか地産地消も含めまして、なるべく教育の一環として学校給食を進めるべきだという点で、民間が決して悪いとは言いませんが、公共性を保つという意味では、私は全国の事例を見ても民間委託ではいろいろ問題がある。確かにコストからすれば、より安くということはできると思うんですが、今はそれぞれ栄養士も必ず置きなさいとか、いろいろな食品の安全の指導や対応が求められているわけでありまして、そういう点からも公共性をきちっと保つという意味からも、公立の学校給食を進めるべきだという観点であります。しかし、もう既に南那須は民間委託でやっているの、そこまで私は言及いたしません。しかし、これを烏山全域まで広げられることにはどうしても同意できないということで、市長のご見解を承りたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先に私のほうから、政策的にかかわることについてはお答えを申し上げます。

まず、たばこの問題でございますが、11月から職務中は禁煙というようなことを実施をさせていただいております。このことは、基本的には新聞にも発表いたしましたけれども、健康被害、受動喫煙、このようなことが主にこの背景でございます。さらに、世論の声に答える形と、この2点が挙げられます。したがって、綱紀肅正というような固い表現で先ほど提案理由を述べましたけれども、公務員に対する市民の目というのは昨今大変厳しいものがございます。そういったところで、やはりそういった世論にも目を向けなければならないというようなことも大きな背景になっております。

このことについては、市長がたばこを吸わないからということでございますが、むしろそれは私が吸わないから苦渋の決断をせざるを得なかったというふうにも解釈ができると思います。このことは、そういった検討は思料いたしましたけれども、3カ月間にわたりまして助役をキャップにいたしまして、各部課長会議で真剣に検討した結果を尊重した形で実行させていただいておりますので、いわば職員発意というような形でございますので、このことをご理解をいただきたいと思っております。

交通事犯の免職及び酒酔いについての言及がございましたけれども、酒酔いもこれは結果として見れば免職につながるものであるというふうにご理解をいただきたいと思っております。もちろんいろいろな、酒酔いは呼気何ミリグラム以下ということが酒気帯びあるいは酒酔いの限界に

なるわけでございますけれども、確かに酒を飲んだという事態は厳然として事実としてあるわけでございますから、同罪だというようなことも議論の中では強くあったというふうに報告を受けておりますが、いずれにいたしましても、この停職ですが、これはかなり厳しい処分であろうと思っております。したがって、その事故あるいはそういった警察の法に触れるようなことであれば、酒気帯びであっても免職につながるというようなことでございますから、そのようなことは免職に匹敵する効能があると考えておまして、その辺もひとつご理解をいただきたいと思っております。

最後、もう一つ給食施設につきましてお話がございましたが、平塚議員のご指摘のことは十分私も理解をいたしております。この給食というのは、やはり子供の健康維持のための公的な食育の一分野だろうと思っております。しかしながら、これをまずは統合再編をするという形は、旧烏山町の合理化審議会の答申をそのまま継承した形で進めております。しかし、私はこの学校給食、給食分野というのは今いろいろ都市部においても民間委託が主流でございます。これは単に経費節減ということばかりではないと思っております。

今、こういった食に関する事、あるいはサービスに関する事は、指定管理者でも述べましたように、かなり民間のほうが向上しておりますし、食品衛生分野におきましても、これは公的な分野のほうがむしろ食中毒事故は起きているんです。ということは、この食中毒というのは施設あるいは機械、器具で起こることはめったにございません。人為的なことから起こります。したがって、衛生教育が大事でございます。それはむしろ民間のほうが今、衛生教育は徹底をいたしております。というのも、食中毒をひとたび起こせば、そういった営業停止ということでございますから、やはりそういったところで職を失うといった危機感がございます。したがって、この衛生管理には徹底をさせていただいているのが民間の今の状況でございます。

したがって、そういったところから勘案するに、これからの行政改革の一環、あるいは今後の那須烏山市における統合した給食施設の再編というものは、民間委託を原則にしていきたいと考えております。ただ、さっきございましたように、今トータルで2,700食をつくっております。南那須の給食センターはピーク時は1,800食ぐらいを製造しておりました。そのようなことで今は1,000食ちょっとでございますけれども、そのようなことが実はトータルして、全部この2,700食が南那須給食センターでできるかどうか。これは大いに検討させていただいております。したがって、そのような方向性には違いございませんが、どうしても統合後の学校で無理だというのであれば、これはやはり旧烏山地区にもそういった給食センターの統合した施設を改修も含めてつくる必要性は感じております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 私のほうからは、監査委員関係と勤務時間関係等についてご説明を申し上げたいと思います。

監査委員関係につきましては、今回の地方自治法の改正で、那須烏山市においては現行の2人という基本で今回、条例の改正を行っております。この2人の選任等につきましては、平塚議員のほうからありましたように、住民代表としての識見を有する者、また議員のうちから選任される者、2人の場合はこれを基本に行うということになります。運用上は全く変わらないというふうに考えております。なお、識見等につきましては、市町村によっては外部監査委員を導入しているところがございます。これにつきましては、外部導入をするということになりますと、当然監査委員の定数を増にするということになってまいります。そうしますと、先ほど例で申し上げましたように3名にする場合につきましては、条例において改めて定数を定めるという措置をするということになります。

次に、職員の勤務時間関係等につきましては、詳細につきましては休憩時間等に関する規程というものが設けてございます。この内容等を見ますと、勤務時間と休憩時間と休息时间というふうに分けてございます。勤務時間等につきましては、通常の場合については8時30分から午後5時15分までというふうに規定されております。これを5時30分までということで15分の延長になるわけでございます。

次に、休憩時間等につきましては、現在は12時15分から1時までというふうに定めてございまして、これについては午後0時からというふうになります。職員については15分昼休みの時間が長く付与されるという取り扱いになってまいります。休息时间につきましては4時間の場合については、その間に入れるということがございまして、正午から午後0時15分までの15分と勤務時間の間ということで、午後3時から午後3時15分までの間が休息时间というふうにしてございます。なお、この休息时间等につきましては、給与の中の一部ということになりますので、これらについては勤務実態等から見ますと一斉に休むということができないということもございまして、今回これについては廃止をさせていただきたいということでございます。なお、先ほど平塚議員のほうからラジオ体操というようなお話があったと思います。これらにつきましては、従前ですとこの休息时间を利用しながらラジオ体操とかそういうものを行った実態もあるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） 議案第10号の改正によりまして、どのぐらいふえるか試算した数字があったらということですが、既に平塚議員は介護保険、また老人保健制度の改正

についてはご承知だと思いますので省略させていただきますが、今回の老人医療の適用を受けて、重度心身障害者の対象者、この方は所得によっていろいろ違うんですが、従来ですと1食260円でして、これが全額重度心身障害者医療で補助しておりました。これが今度の改正によりまして、1食460円になります。したがって、その差額の200円につきましては個人負担となります。また、居住費、光熱水費が320円、これがプラスされますから、1日は200円掛ける3回で600円、プラス320円で、一般の所得の方ですと920円ふえることになります。また、非課税の方ですと、この食事費についてはふえないで、居住費が1日320円ふえる。それから敬老福祉年金等の定額の年金を受けている方は一切増額はない。その他の年金、この方につきましても食事費はありませんが、居住費としまして320円負担がふえることになっております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 第7号はそういうことで、今までと変わらないという理解でいいんですね。

次に、議案第8号ですけれども、これについてはプラスマイナス変わらないということですよ。12時15分が12時ちょうどから昼食タイムになるわけですね。その分だけ15分が夕方に延長するという考えですよ。ただし、休息時間の廃止ということなんですが、これは先ほど私リフレッシュタイムと言ったんだけど、この辺は全くとらないということではなくて、4時間の間にというような話なんですけれども、これは非常に微妙なんです、具体的にどんな運用を考えているんですかね。4時間の間に休息をとるという取り方、それは職場の中でどのような論議がされて、運用をどうするというふうになっているのか。確認をしておきたいというふうに思います。

役場内ではたばこを吸わないという理解でいいんですか。それとも、たばこは職員は吸っちゃだめだという理解でいいんですかね。その辺、ちょっともう1回確認しておきたいなど。勤務時間中はだめということですね。どうなんですか、その辺。まずその点をお聞きしたいというふうに思います。

あとは、学校給食問題ですけれども、やはりその辺が民営化、民間委託万能論というか、国の進める方向に沿った流れかなというふうに私は考えます。その点についてはちょっと考え方が違うかなというふうに思うんですが、先ほど答弁がなかったのは栄養士関係を学校ごとでしようかね、それとも調理場には当然いるんだろうと思うんですが、その辺で子供たちの食の安全とか栄養面の対応とか、アレルギー対策とか、その辺について対応するのではないかなというふうに思うんですが、その辺はどんなふうになるのか。もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 補足があれば教育次長から答えをさせますが、まず、給食問題でございますけれども、栄養士さんは当然このまま存続をしていただいて、食育を中心とした栄養教育の配置も必要だといった時代でございますので、これについてはこの公で行政で対応すべきであろうし、これは確実に堅持をしていきたいと思っております、民間委託は調理部門と配送部門というふうにお考えいただきたいと思えます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝。

○総務部長（大森 勝君） 休憩時間等について再度ご説明を申し上げたいと思えます。休憩時間等につきましては、従前の運用ですと4時間につき15分の割で置くという規定がございました。今回につきましては休憩時間等についてはすべて廃止をいたすということでございます。この廃止等につきましては、やはり窓口等々の業務等もありますし、この休憩時間等については給与に含まれているということもございます。そのほかに実態に合わないということもあるわけでございます。一度に休憩時間を設定するということもできませんので、そういうことを勘案した結果、休憩時間等についてはすべて廃止をするという国の方針があったために、それに準じたものでございます。

そのほかに、たばこ関係の場所等につきましては、今回、市長のほうから答弁がありましたように、11月から基本的には廃止という方針で進ませていただいております。しかし、たばこを吸う方も職員の中には当然いるわけでございまして、基本的には休憩時間を除く勤務時間ということをご理解をいただきたいと思えます。この時間等についてはたばこを吸わないということの基本に職員には周知を図っております。休憩時間等についてはたばこを吸う場所の必要性があるということから、基本的には南那須庁舎、烏山庁舎についても1カ所ということで現在、運用をさせていただいております。たばこを吸わない場所につきましては、勤務地の敷地内、建物及び敷地内等につきましては禁止ということで、職員のご協力、そういうものについてお願いをしているところでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 給食の民間委託に伴います食の安全の面でご質問をいただきまして大変失礼をいたしました。食の安全につきましてはご案内のとおり、各給食センター及び調理場とも栄養士の方は所属されております。今回、加えまして4月から学校栄養職員というのを市に1名配置する予定でございまして、それらの方を中心にしながら各学校に給食担当の先生方がおりますので、それらを指導しながら食の安全性については児童、生徒に周知をする

とともに努めてまいりたいという意向でございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第8号ですけれども、職員の休息時間の廃止、これは文面上だけかなと思ったら、実質的に廃止なんだね。これは問題だな。先ほど言ったようにリフレッシュというのはどう考えていますか、市長。もちろんそれは勤務時間だから馬車馬のように勤務時間中は働けというのは、それはそれで必要かなとは思うんだけど、どういう職場だって休息をとらないとまずい場合があると思うんですよね。その辺、どんなふうに考えていますかね。以上です。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 個人的に言いましたように、なかなか答弁に困るご質問なんです、人事院勧告に基づきます運用でもって準拠いたしておりますこういった制度は、やはり国で取り入れたといったことを準用せざるを得ないということもございまして、リフレッシュについては個人で各々が対応していくということになるのかなというふうに思いますが、文字通り昼休み1時間しか休憩時間がなくなったということでございますので、大変今までの10時あるいは3時というところが削減をされたということでございますので、これは先ほど申し上げましたとおり、世論に対する対処というようなことも大きいものがあるだろうと思っておりますので、この1時間の中にリフレッシュを図っていただく。このようにお願いをしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時23分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 条例改正につきまして2つお伺いをしたいと思います。

まず、議案第9号の那須烏山市消防賞じゅつ金等条例の一部改正についてであります。改正内容につきましては異論はありませんが、参考のために1点お伺いします。この条例を見ますと、消防団の殉職者に対しましては功労金として死亡の場合は3,000万円から490万円、障害の場合は最高で2,060万円から190万円を授与するとなっております。そこでお伺いしたいのは、このような事故があってはならないわけですが、消防団が死亡またはけがをした場合、市のほうで補償金を受け取ることでできるような何らかの保険に加入されているかどうか、これを1点お伺いします。

それにもう1点、議案第12号 那須烏山市立図書館設置及び管理条例の一部改正について、ここから3点ほど質問を申し上げます。公立図書館は全国に約2,700ほどあるそうですが、すべての自治体でもって指定管理者制度を導入することで検討している。これは実は昨年1月25日付の新聞にそのように出ておりました。

南那須の図書館、これは約6億8,000万円ほどかけて平成15年4月に開館しまして、もう4年ほど経過をするわけです。そこでお伺いしたいことは、現在、管理運営上、改善点、問題点等はないか。それと先ほど申し上げました指定管理者制度について何か現在考えておられるかどうか、これが1点です。

次に2点目は、今回の改正で開館時間が減る部分と日数でふえる部分があるわけでありまして。これらを条例から計算しましたところ、1年間365日のうち休館日は合計94日になるかと思えます。開館日は差引271日になるわけです。これを月に換算しますと、開館日は22.5日ぐらいです。休館は8日になるわけです。休館、開館の日数についてであります、よその公立図書館に比較しまして、この日数は適当なのかどうかお伺いします。これが2点目です。

3点目です。県立の図書館では過日の新聞報道によりますと、図書類の返還が滞っている場合には督促状を発するとか、返却しない場合は次の利用資格を停止するというような方法をとっているそうであります。そこで、那須烏山市の図書館ではこういった返却が滞っているものに対してどのような措置をされているか。以上、3点お伺いします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） それでは私から図書館の指定管理者制度の今後の方向性とはということについてお答えを申し上げます。結論から申し上げますと、指定管理者制度導入の方向で検討していきたいと考えております。これも行革の一環というようなことになろうかと思えますけれども、これをいつにするか。これは大きな検討課題でございます。いろいろと休日や時間帯の議決をいただいた後、ある程度の期間、実態を調査をさせていただきまして、その日程等については今後も含めて検討させていただきたいと思えます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝。

○総務部長（大森 勝君） 消防団関係の補償を含めたご質問だと思いますけれども、消防団につきましても、直接市として行うものにつきましても、非常勤職員の公務災害補償関係等を賞じゅつ金条例に基づく支給ということになります。しかし、実態等を見ても、市は直接の加入ということではございませんけれども、消防団長を中心になって任意加入制度ということから、消防共済制度ということで加入をしているというふうに思っております。これについては、栃木県の消防協会が事務局になっておりまして、そこに加入をしているというふうに思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 私のほうから市長が指定管理者については検討していくということでございますので、県内の状況だけお知らせしておきたいと思っております。大平町が本年4月から実施されたようでございます。矢板市が平成20年度からというようなことで検討されているようでございます。そのほかにつきましては、公的な機関ということで、市あるいは町の職員が対応しているというのが現状でございます。市長がおっしゃるように、それらの点も含めてご指摘の管理運営上の問題はどうかというふうなお話もございました。議員ご案内のとおり、男性の館長はおりますが、やはりほかの5名の職員、女性でございますので、防犯面関係が問題あるのかなというふうには思っておりますが、それらにつきましても烏山町は職員4名という形でやっております。いずれも管理運営につきましては、やはり防犯面の部分が運営上問題が出てくるのかなというふうには思っておりますが、それらについて意を用いて対処するように指導的なものはしているというのが実態でございます。

次に、休館日関係、今回の条例改正で若干ふえたというのが実態でございます。県内の状況はどうかということでございます。多いほうで宇都宮あるいは今市市関係が290日から292日と、統計上でございますが、那須烏山市は現在264日というような状況でございます。平均的には264日から270日程度というのが現在の状況でございます。

なお、国民の休日に関する法律の祝日関係について、すべてと言っては語弊がございますが、ほとんどの機関については祝日も休みになっているようではございますが、この祝日を開館にしているというものが若干ですがふえてきているというのが実態でございます。日曜日の休館についてはうちのほうも含めてそれほどなかったものですから今回改正したという点でご理解いただきたいと思うんですが、祝日はまだ半数以上は休みのような状況でございますので、それらについて若干ふえてきているというのをお知らせだけしておきたいと思っております。ですから、平均ですと270日前後かな、県内の開館の日数関係になりますとそういう状況下でございます。

返却が滞っている者の対応というもう1点のご指摘がございました。これらにつきましてはやはりご指摘のようにあるわけでございます。電話等での催促も含めまして督促状といえますか、そういうものは月2回程度出しているというようなことで、その後3カ月もたつて返さないという者につきましては、訪問等も実施をしているようでございますが、そういうことだけお知らせをしておきたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 消防賞じゅつ金の件はこれで了解いたしました。

図書館の件なんです、私らはちよくちよく利用しているわけではないんですが、それも開館日、休館日、毎月日程表が出ますから、あれを見てさえすれば、きょうは休館、開館というのはわかるわけなんです、それも見ないで行くものですから、たまたま行くと休館日。ああ、きょうも休館か。特に祭日ですね、これは開館していただきたいと思っているわけなんです。これから指定管理者制度を導入するにしても、一般的な運営だけを民間に任せる。しかし、本等の選定、これら重要な問題については市のほうで全部管理をする。そのような方法にすれば、私は指定管理者制度を導入してもいいのではないかなというような感じを持っております。これは私の意見でありまして、特に答弁は求めません。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 先ほど11月より公の施設の禁煙ということをおっしゃったんですが、公の施設の禁煙については受動喫煙にならないように協力をお願いだと思うんですね。強制じゃなくて協力をお願いをしていると思うんですね。私は常任委員会に関係ないんですが、うちのほうの総務企画常任委員会が先日福島県の田村市のほうに行きまして、庁舎を見ましたら、非常に立派な喫煙室がありましたということをおっしゃったのでちょっと耳にしましたものですから、先ほどの休息時間が全然とれない、ゼロだということは国の指導である。全く抜け道がないのかどうかとあわせて、そうしますと職員の方も全然休むこともできない、たばこを吸うこともできない。余り縛り過ぎているのではないかということも言えますし、税収もたばこ税が1億8,000万円程度当市の場合あると思うんですね。その辺をかんがみて、全く締め出す、きつく縛るということがどうかと。その辺の考えを柔軟な考えが持てないかどうか、もう一度検討していただきたいと思います。

もう一つ、第11号議案 学校給食の調理場の問題なんです、基本的に調理場から学校まで何キロ程度までを稼働範囲というか、配送範囲として見ているのか。その間、例えば温かいものが冷たくなってしまったりとか、ご飯がだんごになってしまうとか、そういうことも例えばあるのかないのかの検討をしていただきたいということと、現在の給食にかかわっております市職員の方がどの程度いるのか。私は平塚議員とちょっと逆なんです、民間委託を進めていただきたいと思いますということなんです。ですから、そういうところで温かいものを児童、生徒に出せるということであれば、私は民間に委託してなるべく経費のかからないようにしていけばいいと思っています。その辺でのご返答をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） お答えをいたします。庁内禁煙のことをございますけれども、繰り

返しになりますが、あくまでも部課長会議での総意でもってこのような提案をさせていただきましたので、そのような断を下したわけでございます。あくまでも背景には、世論にこたえること、そして受動喫煙、健康被害防止、そのようなことが大きな観点でございますので、ご理解いただきたいと思っております。なお、ご提言のあった喫煙室の設置、これはよく検討しなければならない課題だろうと考えております。一つのリフレッシュの場というのは、先ほど申し上げましたとおり、この昼休み1時間は与えられる時間でございますので、その間でリフレッシュをしていただく。このようなことで当面この対策は講じていきたいと考えております。

税金等の問題もございましたけれども、たばこ税は大変ありがたい税でございます、100%完納の税でございますから、それに影響するのではないかとということでございますが、結果としては恐らく影響は出ないのかなと思っております。それほど、今、中高年の喫煙率は下がっておりますが、若いあるいは女性の世代、これは税金から見た傾向でございますが、昨今の状況は変化がございません。横ばいでございます。そのようなこともありまして、職員が職務中節煙をするということになりましても、影響は少ないというふうに私は思います。

給食問題でございますが、職員の数等につきましては教育次長に答えをお願いしたいと思っておりますけれども、議員も給食あるいは食に関しては大変造詣が深いと私は理解をしておりますが、最近のこの調理器具、調理保温というのは大分進んできておりまして、温かいものをやはりそのまま保温しながら現場に届けられるという器具が大分発達をしまして、そういった意味ではおおむね30分以内に到達できるのであれば、おいしい味は持続できると考えておりまして、そのようなことから今回も3カ所に統合再編をさせていただきましたけれども、それは十分クリアしているものと考えております。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） それでは搬送等につきまして市長のほうから答弁されましたが、基本的には市長の考えで現在進めているというふうにご理解をいただきたいと思っております。なお、給食運搬車等の使用関係につきましては、市長がおっしゃいましたように保温あるいはずれないといえますか、そういう形の仕様車でございまして、ご飯がずれるとかそういうことはないというふうに聞いておりますし、持っていった学校でも温かさといえますか、そういう状態をはかっているというのが実態でございますので、食の安全の面からはそういう形で学校のほうでも対処しているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

給食に携わる職員の数ということで、現在のことをお知らせしておきたいと思っております。南那須の給食センターに職員が1名おります。それと東小学校の調理場ですが、現在、市職員が2名で、臨時が1名、3名で給食をやっている。烏山小学校が市職員4名、臨時が1名、5名です。烏山中学校が市職員が4名、臨時が1名ということで、共同調理場につきましては、市職

員が10名でございます。臨時が3名ということで13名の体制でやっておりまして、共同調理場につきましては先ほど東小学校の廃止というご提案をさせていただきましたものですから、市職員のうち1名が3月末で定年という形になります。そういうことで、ほかの烏山小学校あるいは烏山中学校が今臨時を1名含めて対処しておりますので、次年度以降につきましては一般職等の配置がえ等も含めまして、2カ所の共同調理場になるわけでございますので、それらについてやはり5名ずつの体制でないと、800あるいは600食の体制は組めませんので、5名体制でいきたいということをご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 議案第8号についてお尋ねいたします。この条例の改正は、人事院規則の改正に伴うものでございます。実質的に拘束時間が15分長くなるわけです。職員にとっては実質的な賃金の切り下げになるわけです。この辺の改正についての職員組合への説明、交渉はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝。

○総務部長（大森 勝君） 当然、職員に直接影響するものというふうに考えております。この人事院勧告等につきましては、現実的には早い市町村ですと7月から実施をしている市町村も既にこの近辺ではございます。そういう関係から、那須烏山市といたしましては6月改正、9月改正、この段階を組合といろいろ話し合ってきております。現実的には、私の記憶ですと、組合とは4回の交渉を行っております。基本的には人事院に基づいて実施をするということについては、私は組合にご理解をいただいているというふうに思っております。

しかし、今回の勤務時間の改正等につきましては、現在、組合のほうから人事院のほうにもとに戻すということで、現在いろいろな交渉がされているというような裏話も聞こえてきております。こういうことから、今回、人事院規則に基づいて勤務時間の改正を行っている関係もございまして、組合とは今後人事院関係で再度改正等があった場合については、基本的には人事院の勧告に基づいて改正を行いますということでお話をしているのが現状でございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 20番高田悦男君。

○20番（高田悦男君） 人事院の動向に従うということであれば、不満ながらも了解せざるを得ないと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 14番水上正治君。

○14番（水上正治君） 1点だけお伺いしたいんですが、学校給食関係なんですが、先ほ

どの市長の答弁で配送時間30分ということですから、とするならば、市内1カ所でも十分対応できるというふうには思うんですけども、この配置を見ますと、那珂川を挟んで向こうとこっち、例えば七合中学校と興野小学校を入れかえると、かなり時間的なもの、子供の視点から見ればいいのかなというふうに私は思うんですが、ただ、容器とか道路事情とかもろもろでそれは30分云々ということですから、あるいは人的なものというふうなことがあるかとは思いますが、その辺の説明をお願いします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 七合小学校と興野小学校を今回入れたというのは小学校ということ、それとそれに関しまして、今、議員ご指摘のように、食器類等の器材関係については補正予算のほうでも出てまいりますが、そういう形で処理をさせていただいたというのが1点ございます。それと、烏山の共同調理場の食数の関係もございまして、烏山小学校については800食が限度だということと、これは小学校の給食をすべてつくるわけでございます。中学校になりますと、量が若干違います。そういうことも含めて、現在やっております烏山中学校と七合中学校は同じ量とか同じ献立になりますので、それに合わせたという点が1点ございます。

それと、搬送時間等も含めて、小学校は先ほど申しあげましたように、給食の食器類も若干違うものですから、そういうことも含めて、今回、給食センターのほうに補正で七合中学校と興野中学校の分の食器類関係も予算措置させていただいたという経緯もありますが、そういうことで小中学校の距離的には議員ご指摘のようなことになろうかと思いますが、やはり量的な食事の量と現在の食数の関係ですね、そういうことで共同調理場と給食センターを調整をさせていただいて、今回のような改正案をご提案させていただいたというふうにご理解いただければと思います。

以上です。

○14番（水上正治君） わかりました。了解です。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 討論は一括ですね。議案第7号から議案第12号まで提案されましたが、そのうち議案第8号並びに第10号、第11号に反対をいたします。あとは了解いたします。

第8号につきましては、人事院勧告による規則だということですが、公務員のスト権を剥奪される中で、一方的に人事院において公務員の給与並びに勤務時間等のいろいろな制約が決められるわけなんです。そういう中において公務員攻撃がされている中でさまざまな改正がここで盛り込まれている。その中で特に先ほど論議しましたように、休息時間の改正の中で休息時間の廃止ということが明確に打ち出されました。これは明確に職員の権利の剥奪というふうに私は思いますので、これには同意できません。

さらに条例案第10号につきましては、先ほども述べましたように医療制度改悪法に伴う入院時の食費と居住費等の負担増に伴う所要の改正でございますので、この医療費の値上げには反対でございますので、これについても同意できません。

さらに、第11号につきましては、学校給食完全民営化に向けての改正というふうに私は思いました。これにつきましても、国の進める地方行革の中でアウトソーシング、すべて民間に任せるほうがいいというやり方の中で、公的な責任がどんどん後退するという中で1つの具体的な事例につながっていく可能性があるということで、食育も含めて学校給食は教育の一環であるという立場から民営化には反対でございますので、同意できません。

以上で、第8号、第10号、第11号につきましては反対とさせていただきます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決いたしました。

○議長（小森幸雄君） 次に、日程第4 議案第8号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決いたしました。

○議長（小森幸雄君） 次に、日程第5 議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決いたしました。

○議長（小森幸雄君） 次に、日程第6 議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決いたしました。

○議長（小森幸雄君） 次に、日程第7 議案第11号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決いたしました。

○議長（小森幸雄君） 次に、日程第8 議案第12号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第9 議案第13号 栃木県後期高齢者医療広域連合の設立に関する協議について

○議長（小森幸雄君） 日程第9 議案第13号 栃木県後期高齢者医療広域連合の設立に関する協議についてを議題といたします。

○議長（小森幸雄君） 本案について提案理由の説明を求めます。
市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第13号 栃木県後期高齢者医療広域連合の設立に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

医療制度改革の一環といたしまして、平成20年4月1日から現行の老人保健制度にかわりまして、75歳以上の後期高齢者のための独立した医療制度が創設をされ、その運営は高齢者の医療の確保に関する法律第48条の規定により、県内のすべての市町が加入する広域連合で行うこととなっております。

この広域連合は同法附則第36条において、平成18年度中に設立することが定められており、また地方自治法第284条第3項の規定に基づき、各構成市町の協議により規約を定め、県知事の許可を得て設立することとなっておりますので、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、市民福祉部長から説明させますので、何とぞご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） 補足説明を申し上げます。

規約の説明に入ります前に、この後期高齢者医療広域連合の概要について申し上げます。平成20年4月から施行となります後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の高齢者及び65歳以上の寝たきり等の方を被保険者といたしまして、県内全市町が加入する広域連合が保険者となり財政運営を行うこととなります。

この広域連合の設立準備につきましては、本年8月に県内全市町をもって構成いたします広域連合設立準備委員会が設立され、広域連合の規約、運営経費の負担方法と設立に向けた準備事務を進めてまいりましたが、このたび協議が調いましたので、県内全市町の議会に上程し、議決をお願いするものであります。

それでは、この規約について概要を説明申し上げます。第1条は名称について規定しております。第2条は構成する団体について規定しております。第3条は区域を規定しております。第4条は広域連合が処理する事務を規定しております。主な事務といたしましては、被保険者の資格管理、医療給付、保険料の賦課などがございます。なお、市や町が処理する事務といたしましては、5ページ一番上の段の別表第1のとおりで、被保険者の資格管理に関する申請

や届け出の受付など、窓口事務等のほか、保険料の徴収などがございます。

第5条は広域計画について規定しております。第6条は事務所の位置について規定しております。第7条から第10条におきましては、広域連合の議会について規定しております。定数は40人で、構成市町の長または議員により組織することとされております。選挙の方法につきましては、一番最後の5ページをめくっていただきたいと思いますが、別表第2、10万人以下の市、町は定数1人、10万人から30万人の市は定数2人、30万人以上の市は定数が3人とされており、各市町議会から投票または指名推選の方法で選挙することになっております。なお、各市町の定数については、宇都宮市が3人、足利市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須塩原市は2人、その他の市、町は1人でございます。

議員の任期につきましては、当該構成市町の長または議員としての任期によることとされております。また、議員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを選挙することとなっております。議長及び副議長につきましては、広域連合議員のうちから1名ずつを選挙することとなっております。任期は広域連合議員の任期といたしております。

次に第11条から第13条におきましては、執行機関について規定しております。広域連合に広域連合長、副広域連合長及び会計管理者を置くことといたしております。この選任の方法でございますが、広域連合長につきましては、構成市町の長のうちから構成市町の長の投票により選挙することとなっております。副広域連合長については、構成市町の長のうちから広域連合長が広域連合議会の同意を得て選任することとなっております。会計管理者については、構成市町の会計管理者のうちから広域連合長が任命することとなっております。また、広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員以外の構成市町の長から選出することとされております。

次に、任期でございますが、広域連合長、副広域連合長については、構成市町の長としての任期とされております。会計管理者については、構成市町の会計管理者でなくなったとき同時にその職を失うこととされております。

第14条は、第11条に定める以外の補助職員について規定しております。第15条は選挙管理委員会について規定しております。第16条は監査委員について規定しております。第17条は経費の支弁の方法について規定しております。構成市町の負担金、事業収入、国及び県の支出金などが主な収入でございます。また、構成市町の負担金の額につきましては、5ページの一番最後の表ですが、下段にありますように別表3に掲げるとおりでございます。共通経費につきましては、均等割が10%、被保険者割が40%、人口割が50%でございます。なお、平成18年度、本市の負担金はこれらで計算しまして77万4,000円ということになっております。そのほかに医療給付に要する経費と保険料、その他の納付金が構成市町の負担

金となっております。

附則におきましては、広域連合の設立日、平成20年4月までの各種経過措置を定めております。また、今後の主なスケジュールでございますが、平成19年1月には県知事に広域連合設立の許可申請を提出いたし、2月1日には広域連合が設立される予定になっております。3月初旬には広域連合議会の議員選出を行い、3月下旬には組織、財務等関係条例を制定するために広域連合議会を開催する予定でございます。また、11月には保険料条例を制定するため、広域連合議会を開催し、平成20年4月から業務開始となる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第13号 栃木県後期高齢者医療広域連合の設立に関する協議についてでございますが、これは先の第10号とも関連するんですけれども、昨年の164国会で成立いたしました医療制度改悪法の1つの改悪の内容でございます。

簡単に言えば、75歳以上の高齢者、また寝たきりの方、寝たきりの人は年齢は下がるんですけれども、そういう方々を別の医療会計にするとということで、都道府県単位にその会計をつくるということで進めるものであります。ここで、最大の問題点は、後期高齢者の医療給付がふえればふえるほど、後期高齢者の保険料の値上げにつながるということなんです。それぞれ今、市町村が進めている国民健康保険あるいは老人保健特別会計につきましては、一般会計から補てんをすとかいうことも可能なんですけど、この県一括になる広域連合の後期高齢者の会計は、そういう財源を拠出しませんので、当然、後期高齢者の医療費給付が上がれば上がるほど保険料につながる。保険料を抑えるためには医療給付を抑えるということで、診療抑制ということが介護保険同様に進められるということになると思います。

問題点はさまざまあるんですけれども、この広域連合の共通経費というのが先ほど説明の中でありましたが、那須烏山市は77万4,000円というような説明でありましたが、全国では1,300万人というふうに言われているんですけれども、栃木県では後期高齢者の医療制度に加入する人口はどの程度と考えているのか。あるいは那須烏山市においては、後期高齢者の制度に入る被保険者の人口について、まずご説明をいただきたいと思います。

次に、保険料の賦課徴収がまた問題なんです。介護保険同様に後期高齢者一人一人に対して保険料を賦課徴収する。会計は広域連合でやりますが、先ほども説明がありましたように市町村で賦課徴収事務にあたるというふうになると思うんですけれども、1,300万人のうち8割が特別徴収ということで年金天引きというふうになると思うんですが、わが市についてはど

ういう対応を検討されているのか、ご説明いただきたいと思います。

応益応能の負担割合もあると思うんですが、おおむねその保険料についてはどの程度と、現段階で試算をされているのか。全国的に言えば、介護保険とあわせて月1万円程度が年金天引きになるのではないかというふうに言われているんですけども、この広域連合ではどの程度の保険料になるのか、説明をいただければお願いしたいと思います。

さらに、保険料の滞納者への措置ということでございますが、当然、保険料を滞納した場合には、国民健康保険同様に有効期限の短い保険者証、短期保険証を出す。あるいは滞納発生後、1年を経過した滞納者には特別の事情がない限り被保険者証の返還を求め、資格証明書の発行を行うというふうになるんです。そうしますと、本当に収入がなくて払えないようなお年寄りには保険証を手に入れることができないというような場合、これは診療抑制どころか命にも障害を来すということになるのではないかというふうに思うんですけども、その点、ただ滞納整理を一般の健常の方と同じようなレベルで厳しい罰則であたるということでは、憲法第25条で保障している生存権を国並びに県市町村で保障することができなくなるのではないか。現に診療抑制の中でお年寄りを病院からしめ出すという中で死亡事例も出ているということもあります。そういう問題を踏まえて、そういう犠牲者を出さないような対策はとられるのかどうか。その辺の具体的な運用面についての考え方があればお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） それでは4点についてお答えをいたします。県内の人口につきましては、今、手元資料がございますので後で数字をお示ししたいと思います。那須烏山市の人口につきましては、老人保健医療対象者が即後期高齢者医療のほうに移行しますものですから、現在のところ約5,000名弱でございます。

それから保険料の徴収ですが、議員ご指摘のように2カ月に一遍の年金から介護保険と同様に引き落としをさせていただく。ただし、年金の額が年額18万円以下、1カ月1万5,000円の方については普通徴収ということで、市のほうから直接徴収をさせていただきます。また、後期高齢者の該当になりますと、誕生日から該当になるものですから、その年度につきましては普通徴収という形で徴収させていただきまして、次年度からは年金天引きということでさせていただく予定になっております。

また応益応能割ですが、これについての保険税ですが、ことしの9月ごろになりましたらいろいろと税情報とか住民基本情報等連合のほうと連結をいたしまして、そちらのほうでいろいろと検討して、広域の議会のほうにその保険料は示すこととなりますので、今のところは栃木県における保険料はまだ未定でございますが、先ほど議員がおっしゃられましたように、全

国的には1,300万人でこの医療費が11.4兆円、給付費が10.3兆円で、患者負担が1.1兆円ということですから、これから逆算しますと応能応益はおおむね6,200円、年額7万4,000円が平均になります。当然これらにつきましては被扶養者、先ほど話がありましたように一人一人が今度は保険に入りますから、今まで被扶養者であった部分については激変緩和とか年金収入に換算しましていろいろな減免措置がございます。

それから滞納整理につきましても、国民健康保険同様資格者証という制度ができることとなりますが、これらにつきましては広域連合の事務局、議会のほうと協議しながら、その対応について検討していきたいというふうに考えております。

県内全体の対象者数ですが、21万9,230名だそうです。

以上で答弁を終わります。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） そういうことで、県全体では21万9,230人ということで、那須烏山市では対象者は約5,000人というようなことでございます。市民レベルから直接選ばれた議会でもつ会計で審査をされるというようなところを離れまして、広域連合ということで直接市民が投票した方でない充て職で広域連合の議員が決まるようなことになるわけですから、当然、現場の声とか高齢者の願いとか思いとか、大変さとか苦勞とか、そういうものが反映されにくくなるのかなというふうに単純に思います。

簡単に言えば、国のほうになるべく保険料はたくさん納めてもらって、医療給付のほうには使ってほしくない。こういうことが露骨にされるのかなというふうに思うんです。国民医療全体から見ましても、四半世紀、1980年の段階で国の負担は30.4%、事業主は24%ということで、地方自治体とそれぞれの家庭のほうでは5.1%の40.2%であったものが、2004年度、25年たって今日でどうなったかという、30.4%だった国の負担が26%になったんですね。事業主の負担も24%から20.5%になりました。大幅に減ったんですね。その一方で、地方が5.1%から8%、それぞれの家庭での負担が40.2%から44.6%ということで、つまり地方自治体と保険に入っている方々に負担が強まっているということなんです。

問題はこのように負担ばかりを、痛みだけを強めるようなやり方の中でどういうことが起きるかという、大量の医療難民、介護難民が発生するであろう。これがひいては早期発見、早期治療をおくらせるわけですから、大変重くなって治療に入るわけですから、逆に医療給付にとっては逆効果、マイナスに負担がふえるのではないかというふうに言われているところであります。

そういう意味で、後期高齢者医療制度については非常に問題があるわけですがけれども、先ほ

ど最後の項で質問いたしました、一般的な医療保険と同じように考えられない財政面の問題や、本当に後期高齢者というような弱い立場にある方々が対象になるわけですから、大変なフォローが求められるんじゃないかなというふうに思うんですけども、残念ながら国のほうで説明しているような回答しかないんですけども、その辺どうなんでしょうかね。

国民健康保険で資格証明書を発行して保険証を取り上げるという問題で、医療から遠ざかって、ますます健康が悪化してまた医療給付の負担がふえているという逆現象、こういう問題をさらに後期高齢者の医療制度については招きかねないのではないかと。それを軽減するための手段として、それぞれの自治体の一般会計から補てんするというようなこともできなくなるわけですから、結局はさらに診療抑制としてなるべく医者に行かないように、入院しないように、かからないようにというような非常に悪代官のような医療制度になっていくのではないかとこのように思うんですけども、その辺、市長はどのようにお考えなのか。これについて命を守るんだ、社会保障を守るんだという観点で、これはやってもらわないと困るんですけども、その辺、どのようにお考えなのか。お考えがあればお示ししたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 医療制度改革、自立支援一括法も先日悪法だというようなことでご指摘をいただいておりますけれども、今回の広域連合の設立に関する協議の中でもそのようなことで、確かに内容は改悪だろうと私も思います。突き詰めて言えば、国の赤字国債を減らすための策ではないか。ただ、交付税もそうなんですけれども、すべてそのような策で、やはり地方に地方分権と称する、あるいはこういう医療制度改革ということで地方に財政を押しつけていくというようなことが、私も納得ができないやり方だというふうに考えておまして、今の平塚議員のご指摘のとおりだと思っております。

ただ、これはあくまでも国策、そして33市町すべての対応をしないといけない制度でございますので、これは先ほどの人事院勧告ではございませんけれども、やはり準拠していかねなければならないということでございます。したがって、反対だからこれに入らないというと、これはもっと大変な負担になることもひとつご理解いただきたいと思います。

したがって、私としては、この制度については平成20年の4月1日に円滑に滑り込めるよう、市としては協力をしていきたいと考えております。ただ、先ほどの最後のご指摘の中で75歳以上、そして65歳以上の寝たきりを見殺しにするのか。これは私も大きな疑念がございます。したがって、これはこの平成20年までにはどこの市町でも同じような懸念を持っているはずでございますから、このことは強く減免措置を講ずるなり、救済措置は講じなければ、これははっきり言うと早く死ねと、殺すようなものだとも私も同感として理解をできますので、何らかの救済措置はとっていくべき、とりたいと考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 2点、部長にお伺いします。まず1点は保険料の関係なんですが、今の国民健康保険の場合は所得、資産、平等割、均等割、それでもって計算されているわけなんですが、今回の広域高齢者医療制度、ここに75歳から加入した場合には保険料が上がるのか下がるのか、これが1点です。

それともう1点は、第17条の関係、広域連合の経費は次に掲げる収入をもって充てる。その中には構成市町の負担金とあります。この2項でもって、前項第1号に規定する構成市町の負担金の額は別表3によるとして、この別表3を見ますと、この算出表が出ているわけでありまして。それで、まだこれから始まるわけですから、確かな負担金、那須烏山市がいかほどの負担金になるかはわからないかもしれませんが、平成20年からこの制度が始まって、およそどの程度の負担金になるか、もしわかりましたらお知らせをいただきたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） お答えいたします。保険料の算定ですが、この算定方法につきましては応能応益という制度でございまして、応能につきましては所得割です。ですからほとんどが年金だと思っておりますが、応能割合につきましては人数ということで、それを50対50で全体の費用額から割り出すということです。現在、老人医療保健につきましては保険料はございませんで、患者さんが医療機関にかかったときは1割負担ということですが、今度はその1割負担プラス年間保険料が入るということになります。

平成19年度からの負担金でございますが、平成19年度は準備期間ということで電算システムの構築とか準備事務にあたる職員の人件費、そんなところでおおむね全体的には今のところ試算では4億円程度を見込んでおりまして、本市の負担額は818万1,000円、多少変わるかわかりませんが、平成19年度はそのくらいの負担だと思います。平成20年度から本格的に医療費が入るわけですから、そのときには当然保険料もありますし、またそれらにつきましては11月以降の広域の議会のほうで数字が示されるということで、平成20年度についてはまだ未定でございます。

以上です。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 今、審議をしている広域連合というやつなんですが、国民健康保険とか老人保健特別会計に対して、どんな関係でこういうふうになるのかという趣旨の説明がないと、我々、一般の人にどうしてこういうふうになったんだと言ったときに説明がなかな

かできない場合があるので、その辺のところを少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） お答えいたします。老人保健制度から後期高齢者医療保険制度に移行する理由でございますが、現在は老人保健医療の場合は本人が医療機関で1割負担して、残りの9割は保険者、国民健康保険とか被用者保険のほうで全部負担したということで、その負担の割合があいまいであった。これからの高齢化社会に向かいますと、当然75歳以上の保険対象者がふえるということで、それらの医療機関での受給者、その受給者に対しても応分の負担が必要ではないかということで、75歳以上の独立した保険制度を設けるということで、今回スタートしたところでございます。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 私は、今なぜ75歳以上とか65歳以上の寝たきり、これを切り離すんだと、この部分だけ。その理由なんです。今の制度では不都合なのか。不都合だからこういうふうにしたというその理由というか、こういう利点のためにこういうふうにしたというような説明が欲しいわけでありまして。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） 現在の老人医療保健制度をそっくりそのまま後期高齢者医療制度に移行したということでございます。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） そっくりそのまま。そうするとその費用負担はさっき違った…

○市民福祉部長（雫 正俊君） ですから、現在は国民健康保険とか被用者保険も74歳まではありまして、それ以降は老人医療保健制度なんですけど、その老人医療保健制度についてはその受給者は全く負担がなかった。今回、新しく独立した保険制度に伴って受給者の1割負担を導入する。そういう制度でございまして。

○18番（樋山隆四郎君） さっき言ったようにそのほかの負担が出てきたわけでしょう。

○市民福祉部長（雫 正俊君） そのとおりです。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） それでしたらば、先ほど言ったように、負担割合というものがふえてくるのならば、先ほど市長が答弁したように、もし議会が否決したら成り立たないわけです。すべての市町村がこれに同意をするのかどうなのか。私はこの制度には反対でありますから、これは本来ならば負担増につながるわけでありまして。ですから、こういう法案に対しては反対したいと考えていますが、議会でありますから多数決ということになるんでしょうが、

それともう一つは那須烏山市議会がこれを否決したらどういうふうになるのか。この辺の答弁もひとつお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） それではお答えします。この広域連合に参加しないことも可能かどうか、否決した場合どうかという話ですが、現在、高齢者の医療の確保に関する法律第48条がございまして、この中で都道府県ごとの当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合を設立することとなっているため、広域連合の構成団体として参加しない、あるいは一部の市町村が参加しない、そういうふうな広域連合を設立するというような選択肢はないということが法律で定められています。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今、市民福祉部長が、国策でもって33市町全会一致で決めないと成り立たない制度ということもひとつよくご理解をいただきたいと思います。確かに先ほど来、ご質問いただいておりますとおり、一番問題はこの受益者がさらに負担を強いられるということと、この自治体の負担がふえるということなんですね。したがって、先ほども申し上げましたとおり、一連の構造改革と称する中で、地方分権一括改革の中で費用負担、経費負担を地方に押しつける施策だということが結果として言えるんですね。それはひとつご理解いただきたいと思いますが、本当は私もこれは那須烏山市にとっても、33市町にとってもふさわしくない、自治体の負担もふえるわけですから、そういうところなんですが、これはさっき言いましたように国策でもって進めている以上は、これに同調しなければもっと大変なことになる。

単独でできる財力があればよろしいんです。ただ、そういうことがございまして、国民健康保険については後期高齢者ということで新たな広域連合の制度でございまして、やはりこれに準拠した形で那須烏山市も同意をしていただくほかございまして、ひとつそのことをよくご理解いただきたいと思います。そのようなことで、実態は改悪だと思います。ですが、この趣旨はそのようなことで、これを否決すると、もっと大変な事態に陥るということになりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○18番（樋山隆四郎君） 理解も何もないな。もう決まっているやつだから。わかりました。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 今、市長の説明でよくわかりました。しかし、国がこういう形で地方に対して無理強いをしているという形の説明なんです、その中で私はこの事務経費を33市町が入って組織としてやっていくということが、例えば削減できないか。その辺の検討です

よね。例えば議員を置くとか、職員を置くとか、補助職員を置くとか、選挙管理委員会を置くとか、これはすべてお金がかかる面なんですよね。このあたりが厚生労働省ですか、当該の担当の中央官庁に言えないのかどうか、検討ができないのかどうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほど市民福祉部長がこの協議についての規約をご説明したと思いますけれども、あくまでも広域連合でございますので議会も必要でございます。したがって、先ほど77万4,000円という負担も平等割ほかいろいろと率があったと思いますけれども、これは全市町そのようなことで割り振っておりますので、これについては削減というのはなかなか困難であろうと思います。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） ですから、善処できないかということなんですよね。全く聞けということなんですか、これは。100%聞きなさいということなんでしょうか。それとも善処していただくような意見を中央に言えないのか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 組織等とかそういうことについてはなかなか難しいんですけれども、経費の面は人件費を主にした経費ということがあるものですから、経費節約の折、さらなる経費節減をという要望はやってまいりたいと思います。

○1番（松本勝栄君） ぜひよろしくお願いします。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） それでは補足説明をさせていただきます。この中にあります選挙管理委員会とか、また監査委員会ですか、これらにつきましては、この広域連合は特別地方公共団体に位置づけされるものですから、地方自治法において設置することが義務づけられております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第13号 栃木県後期高齢者医療広域連合の設立に関する協議についてでございますが、これは小泉構造改革の一環といたしまして第164国会で成立いたしました医療制度改悪法に伴うものでございます。これまで市町村の高齢者の特別会計であったものを本人の受益者負担を踏まえ、新たに後期高齢者の広域連合の会計をもって進めるということになります。お年寄りの医療負担の増大だけでなく、その医療費の増加に伴う保険料の値上げも予想され、値上げを抑えれば診療抑制につながるということで、医療制度が大変悪くなる制度そのものであります。したがって、この制度改悪にはどうしても納得することができません。これをぜひとも命を大事にする政治に変えるようにしていただきたいということを申し添えまして、反対とさせていただきます。

以上。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第13号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第13号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第14号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について

○議長（小森幸雄君） 日程第10 議案第14号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第14号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更について、提案理由の説明をさせていただきます。

広域行政事務組合内部に行財政改革推進本部を設置をいたしまして各種事務事業の見直し、検討をまいりました。その結果、南那須地区広域行政事務組合規約の一部を変更するもの

でございます。主たる内容でございますが、組合教育委員会を平成19年3月31日をもって廃止することの協議が整ったことに伴いまして、事務組合の規約の一部を変更するものであります。また、地方自治法の一部改正に伴いまして、吏員制度が廃止をされますのであわせて変更するものであります。

この規約の変更につきましては、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。慎重審議をいただきまして、ご承認くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第14号 南那須地区広域行政事務組合規約の変更についてでございますが、ただいま市長より提案がありましたように、事務組合の行政改革ということで共同処理する事務から組合教育委員会の事務を廃止するというところでございますが、これを廃止することに伴う事務経費の節減というのはどのような効果があるのか。もしご説明がいただければお願いしたい。

さらに、その下に地方自治法の一部改正に伴う吏員の制度を廃止することなんです、具体的にはどのようなことになるのか、ご説明をいただきたいと思えます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 現在、広域行政の負担金ということで、各町においては予算を計上いたしております。広域費の負担金等につきましては、総体的には5,000万円かけておりまして、那須烏山市においては3,000万円というように記憶をいたしております。

事務吏員関係につきましては、先ほど市長のほうから答弁がありましたように、今回、地方自治法の改正によりまして、吏員その他の職員を置くというふうに従前の地方自治法ではなっております。今回の改正によりまして、吏員その他のものをカットしまして、地方公共団体に職員を置くというふうに改正をされてございます。そうしますと、今までですと、吏員につきましては事務吏員と技術吏員を置くということで、地方自治法のほうもなっておりますが、今回、それについても削除をされたということでございます。これからの職員の辞令等におきましては、例えば那須烏山市におきかえますと、那須烏山市職員というようなことで今後取り扱いをされるということになります。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 全体では5,000万円の経費削減、那須烏山市では3,000万

円の削減というふうに理解をいたしました。今まで組合の教育委員会のいろいろな事務だの事業だのをやっていたと思うんですが、それらの仕事については今後どうなるのか。その点について確認をしておきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 現在の広域行政の教育委員会で行われておりましたのをつぶさに申し上げますと、学校訪問あるいは就学指導委員会、教科書の採択関係等々数多くあるわけですが、基本的には両町どちらかが事務局になりながら、この事務を遂行するということでございます。なお、学校訪問、研修等が多いわけでございます。その期間等につきましては、現在、指導主事がいるわけでございますので、各市町にそれぞれ今度は市の職員といいますか、町の職員としてそれぞれの教育委員会のほうにその指導主事等が配属になるというようなことで、現在の広域行政の教育委員会の事務につきましては、支障のないような形で今後展開していただけるというふうに思っております。

以上です。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第14号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第11 議案第15号 那須烏山市を「非核平和の市」とする宣言について

○議長（小森幸雄君） 日程第11 議案第15号 那須烏山市を「非核平和の市」とする宣言についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第15号 那須烏山市を「非核平和の市」とする宣言について、提案理由の説明を申し上げます。

旧南那須町及び旧烏山町で昭和63年にそれぞれ宣言をいたしました「非核平和郷宣言」、
「非核平和の町宣言」の内容を踏まえて、那須烏山市の「非核平和の市」を宣言するものであります。栃木県内の宣言状況でございますが、新市誕生後の下野市及び那須塩原市が本年6月に宣言をし、さくら市及び那須烏山市を除く全市町で宣言をしている状況もつけ加えさせていただきます。

何とぞ慎重審議をいただきまして、ご承認くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行することによろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第15号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時06分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。日程第12 議案第1号から日程第17 議案第6号までの6議案を一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

◎日程第12 議案第1号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算について

◎日程第13 議案第2号 平成18年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第14 議案第3号 平成18年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について

◎日程第15 議案第4号 平成18年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について

◎日程第16 議案第5号 平成18年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第17 議案第6号 平成18年度那須烏山市水道事業会計補正予算について

○議長（小森幸雄君） したがって議案第1号 平成18年度那須烏山市一般会計補正予算から議案第6号 平成18年度那須烏山市水道事業会計補正予算の6議案を一括して議題とい

たします。

○議長（小森幸雄君） 市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第1号から第6号までの補正予算案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号は、平成18年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）についてであります。概要でございますが、補正予算額4,349万円を減額をいたします。補正後の予算総額を105億2,445万3,000円とするものであります。

内容につき申し上げます。一般会計補正予算については、平成18年度第3四半期に入ったところでございますが、事業費の精算、確定に伴うもの、新たな事業費等を追加計上し、速やかに対応しなければならない事務事業が生じたことから、今回、補正予算を編成したところでございます。

歳入につきましては、国、県支出金として身体障害者保護費負担金、児童手当負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等負担金を増額補正することといたしました。繰入金は財政調整基金繰入金1億円を減額補正するとともに、富士見台工業団地調整池浚渫工事を実施するために、同管理基金から繰入金を新たに計上することといたしました。また、前年度繰越金を計上するとともに、市債につきましては、合併特例債として烏山公民館解体事業費に係る起債を増額補正するものであります。

寄附金につきましては、ムロコーポレーション烏山工場様並びに那須烏山市婦人会様から賜りましたが、その趣旨に沿いまして予算措置をいたしておりますので、ここにご芳志に対し深く敬意を表し、ご報告申し上げます。

歳出でございます。総務費は人事異動等に伴う人件費の精算、市議会議員選挙費及び農業委員会選挙費の確定による減額補正を行いました。また、市有財産整備費といたしまして、旧興野小学校と旧小木須小学校のプール解体工事費を新たに計上いたしました。民生費は、特別養護老人ホーム建設事業費補助金を計上するとともに、障害者給付費及び児童手当給付費を増額補正いたしました。また、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、前年度繰越金が見込みを上回ったことから1億円の減額補正をすることといたしました。

農林水産業費につきましては、市単独土地改良事業費を追加計上し、水路等の整備促進を図るとともに、県営ふるさと農道緊急整備事業の円滑な事業推進のための予算措置を講じました。商工費は、工業振興対策費として富士見台工業団地調整池の浚渫工事費及び中小企業融資振興事業費を増額補正することといたしました。

土木費でございます。道路維持管理費及び整備費を追加計上し、道路の危険箇所対策、舗装、側溝整備を緊急に実施し、道路の適正な維持管理のための予算を増額補正することといたしました。消防費は、合併に伴う消防車の名称変更等の経費を増額補正をいたしました。教育費の主なものは、小学校統合事業費として野上小学校及び向田小学校閉校に係る経費を計上するとともに、下江川中学校プール解体工事費を追加計上いたしました。また、老朽化の著しい烏山公民館を解体するとともに、外壁モルタル落下のため現在、使用禁止といたしております荒川体育館の修繕工事費を増額補正することといたしました。

議案第2号は、那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。事業勘定の補正予算額は、歳入歳出額にそれぞれ640万円を追加し、補正後の予算総額を31億8,537万8,000円とするものであります。

主な内容につきましては、一般被保険者の療養費、国民健康保険税還付金及び退職被保険者等の国民健康保険税還付金に不足額が生じる見込みとなったため、所要額並びに平成17年度繰越金の確定に伴い、一般会計からの財政補てん繰入金の減額と財源振替額を計上いたしましたものであります。これらの財源につきましては、繰越金をもって措置いたしました。

議案第3号でございます。介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。補正予算額は、歳入歳出の予算の総額からそれぞれ2,983万6,000円を減額し、補正後の予算総額を19億9,912万2,000円とするものであります。

補正予算の概要であります。歳入につきましては主に介護給付費負担金について、国及び県における施設分の負担割合の枠組みが変更となったことによるものでございます。歳出につきましては、主として介護給付費のうち、在宅サービス給付費及び居宅介護サービス計画給付費並びに介護予防サービス給付費における今後の給付見通しを調整した結果、減額するものでございます。

議案第4号でございます。下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。今回、提案をいたしました補正予算は、職員人件費、烏山水処理センター設備修繕料、確定申告に伴う消費税及び公用車燃料費等を精査し383万6,000円を計上いたしましたものであります。これらの財源につきましては、前年度繰越金、一般会計繰入金及び消費税の確定申告による還付金をもって措置をいたしました。

議案第5号であります。簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。主な内容でございますが、職員人事異動に伴う人件費の増額であります。歳入につきましては、前年度繰越金を増額し、歳出につきましては職員1名分の職員手当等、共済費、退職手当組合負担金の不足額の増額をするものであります。歳入歳出それぞれ207万3,000円を増額し、補正後の予算を歳入歳出それぞれ1億4,988万7,000円とするものであります。

議案第6号でございます。水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。今回の補正予算の主な内容は、収益的支出において、職員異動に伴う人件費の増額及び資本的収入の企業債の増額を計上するものであります。これによりまして、収益的支出を334万6,000円追加をして6億6,497万8,000円とし、資本的収入を1,200万円追加をし、1億555万3,000円とするものであります。

以上、議案第1号から議案第6号まで一括提案理由の説明をさせていただきました。慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に、担当部長の補足説明を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第1号から議案第6号までの一般会計、特別会計、事業会計の補正予算について何点か質問いたしたいと思います。

まず最初に、19ページのまちおこし推進費というのが90万円載っているんですけども、これはこの間のまちおこしの会議がありましたけれども、またこれからミニショップみたいなことが始まるようですが、そういうものの総経費を含めた事業費なのか。中身を説明いただきたいと思います。

さらに、その下にいかんべ関連施設運営費7万円とあるんですが、これはいかんべ祭り関係なんじゃないかな。これがちょっとわからないのでご説明いただきたいと思います。

さらには、やまびこの湯の運営費50万円というのがあるんですが、これについては恐らくやまびこの湯関連の施設の修理か修繕か何かそういう経費かなと思うんですけど、これについては協定では公設民営というか指定管理者なんだけれども、どこら辺まで行政のほうで修繕する責任があるのか。事業者のほうはどういう責任があるのか、ご説明いただきたいと思います。

あわせて10月からやまびこの湯の指定管理者制度がありまして、市民の皆さんからさまざまなご意見やご批判をいただいているわけなんですけれども、そこに温泉としての衛生面でどうなんだと。ちゃんとお湯を交換しているのかというようなご指摘を受けているんです。

それで、もともとやまびこの湯をゴルフ場のお湯をもらって始める当初の段階でも、議会の中でとにかく議論が百出しまして、いろいろな執行部に対する質問があったんですけども、その中で執行部のほうでは大きく言って2点、これだけは絶対に責任を持ってやりますというのがありまして、1つは、衛生面、本当に来てくれたお客さんに不快な思いをさせないそれだけの徹底した衛生管理をやりますというのを、当時の旧烏山の執行部が答えております。さら

に、その接遇ですね、接待、職員教育においても利用客あるいは来てくれた人に不快な思いをさせないような徹底した職員指導を行いますということで始まったんです。

当初は1日400人近い利用者があったんですが、だんだんだんだんいろいろな問題が重なって200人程度に落ちたという問題があるんですけども、いかに指定管理者といえども、その2点だけは絶対に引き継いでもらいたいというふうに思うんです。衛生面の徹底した利用者に不快な思いをさせない。きちんと定期的にお湯を全部交換するとか、そういう問題とか掃除とかセキュリティーについては問題ないということ徹底してほしいし、お客さんに喜ばれるような接待をしてもらいたい。この2点について改めて指定管理者になっても引き続いてやっていただきたいというふうに思うんですが、ご回答をいただきたいと思います。

次に、21ページの適応指導教室費というのが3万5,000円載っているんですけども、これはどんな指導をされているのか、ご説明をいただきたいと思います。

さらに22ページの保健体育総務費ということで10万7,000円というのが載っているんですけど、これはどんな事業に使っているのかなということ。前に、市民ハイキングというのが企画されまして市民に募集されたんですが、もちろん事務局は南那須なんですが、南那須庁舎の中にある恐らく体育館のほうでやったんだと思うんですけど、烏山の市民についてはここへ来てもいいけれども、1日だけ烏山の公民館で窓口をあけて申し込みますよというふうにやったんですが、お知らせ版でやったんだと思うんですが、それが徹底しなくて応募が少なかったというので、二次募集を各種団体に呼びかけてやったそうです。ところが二次募集については、南那須庁舎に来なければ申し込みない。頼まれたり南那須庁舎まで行ったりということで非常に不便を来したという話を聞いているんですよ。したがって、これは事務局どうのこうのというのではなくて、合併当初、市長が言ったように、烏山であろうと南那須の窓口であろうと、どこでも同じように申し込みができますよということ徹底できないのかなというふうに思うんです。

ほかの問題では、ふくし祭りも福祉課はこっちのほうにありますから、ここで会議を午後3時からやる。ふくし祭りに参加できる方で車を運転できない方もいるんですよ。そういう方が午後の3時に福祉センターへ来いと言われても、なかなか行けないんだという話もあるので、市長、助役が南那須出身だから南那須に行かなければ用が足りないのかなというようなおしかりをいろいろなところから聞いているんですが、結局、私からすれば、それはそうでなくて事務局がここにあるから、事務局のほうで対応しないと仕事は縦割りでしょうから、体育課だとか福祉関係はこっちに事務局があるからこっちで受け付けざるを得ない。逆に向こうの烏山の庁舎のほうとか、水道庁舎もそうですよね。これは向こうにありますから、もちろんこの南那須庁舎でも受け付けできる分野はあると思うんだけど、専門的分野は向こうに行かな

いと用が足りないということもあろうかなというふうには思うんですが、それを縦割りだけじゃなくて住民課の窓口でもどっちでも受け付けられるみたいなことができないだろうかということをお聞きしたいんですよ。

南那須の住民からすると、烏山のほうに行かなければ用が足りないというふうに思うんだろうし、烏山の人から言わせれば、南那須の庁舎に来なければあるいは福祉センターに行かなければ用が足りないということでは困りますので、専門的なことはなかなか難しいかもしれませんが、なるべくそれぞれ市民が利用しやすい窓口の一本化が図れないだろうかというふうに思うんですが、その辺についてご回答がいただければよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今、最後のことにつきましては、私もそのようなことで住民の皆さん方に対しては不便を来さないように、また合併をしたというメリットが出るような形で、窓口については一元化を図りたいということで融和融合の施策でやってきたつもりでございますが、今のご指摘のとおり、いろいろと不便を来しているのも事実でございますので、このことは合併のメリットが出ていないということでございますので、各課さらに具体的な指示をさせていただきますまして、窓口一元化については早急に対処してまいりますので、ひとつご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（小森幸雄君） 助役山口孝夫君。

○助役（山口孝夫君） それでは先ほどのご質問の中のやまびこの湯の関係につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。やまびこの湯につきましては、既にご承知のように9月1日から指定管理者制度を導入いたしまして、これまで大金温泉グランドホテルがその管理を行ってきていますけれども、先ほど平塚議員のほうからのご指摘もありましたように、時々住民の方からいろいろな意見が出ているということは私どもも知っておりますし、受託者のホテル側もそれは十分承知をしております。そんな関係で、そういったことが市民の皆様から出るということは、何とか改善をしなくちゃいけないという考えもございまして、これまで三、四回、グランドホテルの管理者においでをいただきましていろいろな調整を図ってまいります。

先ほどのご指摘の衛生面の徹底ということでございますが、確かに湯船に湯だまりができるような状態になっておりまして、そういったところに髪の毛とかあかとかが浮いている。そういったことがあったようでございます。なぜそういうふうになったかと言いますと、これは湯船の枠がちょっと勾配がありまして、なかなかうまく調整がとれないということでありましたので、現場のほうで、この水が滞留しないように枠を一部切り取りまして溝をつくりまして、そういったあか等をそこから外に流すというような工法をとりまして、それを実際にやってい

いただきました結果、上水はそこで流れているというような報告を受けております。

一時漏水等が判明いたしまして、これは委託した後でございますけれども、露天ぶろ等には大分漏水があったということで、その補修等もいたしまして、現在はその管理上は問題なく運営されておりました、さらに温泉につきましても従来は1日2トンずつ2回、つまり4トンの補給をやっておりましたが、その後6トンにふやしまして、少しでもいい温泉を供給したいという管理者側の話でやっていただいております。実際、温泉は非常に高い温度で55度ぐらいで現地に到着するらしいんですが、それは水を入れて薄めてしまうと温泉の効能がなくなるということで、あくまでもそういった方法をとらないで適温にして入れるということでございまして、現在のところは6トンの温泉の供給でちゃんと運営はできているということなものですから、この衛生面についても温泉の成分を落とさないで一定の成分を保った温泉になっているものと思っております。

接待の関係でございまして、合併前の旧烏山町でもそのようなお話があったということをお聞きいたしましたけれども、現在もこの接遇につきましては、やはりお客さんがリピーターになってくれたり、あるいはまた新しいお客さんのおいでいただけるということにもつながりますので、特にこの辺は今の管理者のほうで気をつけていただきまして、みんな声をそろえていっていただきまして、ありがとうございますというようなことを常々言うような指導をしておりますので、そのようなことで来客にはいい印象を与えているというふうに私は思っております。

現在のところ入浴客の数がなかなかふえないということで、ちょっと心配をしておりますが、今月になりましてから無料の循環バス等も運営をするというようなことでございまして、現在のところ利用者は極めて少ないんですが、まだPR不足ということもありますけれども、今後さらにPRをしてこの循環バスを有効に使っていただいて、多くの市民の方々に温泉で健康を図っていただければありがたいというふうに思っております。

管理者のほうも今は少し赤字ではありますけれども、あせらないでやっていきたい。ゆっくり腰をすえてやっていきたいと、今は我慢のときでもあるんだというようなことでやっていただいておりますが、客層なども若干変わってきておりました、あと何か月かではきちっとした経営に見合う誘客を確保できるというような考えを持っているようでございますので、一応、市といたしましても、そういった指定管理者として指定をしておりますので、グランドホテル側の考えを尊重して現在のところは支援をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） まちおこしの推進費につきまして説明を申し上げたいと思

います。

まちおこし推進費のこれまでの中身は、山あげの警備の費用とかレンタルトイレ、照明、いかんべ祭りに対する補助、合わせまして当初予算で419万円を計上していたわけですが、今回の90万円の補正につきましては、9月、10月にかけて『檸檬のころ』という映画の撮影がございましたが、その映画の券を高校生あるいは中学生等に交付しまして、この映画を見ていただくという趣旨で計上したわけでございます。

中身についてちょっと申し上げたいと思いますが、この『檸檬のころ』の映画につきましては、地方の県立高校を舞台にしまして高校3年生の男女が繰り広げる青春ドラマということで、県内ですべてロケーションを行っております。本市と芳賀町、茂木町が主な会場でございます、本市におきましては9月20日からクランクインいたしまして、11月初旬のころまで撮影を行ったわけでございます。この映画にエキストラとしまして、烏山中学校の野球部、またブラスバンド、その他一般の方々が募集により参加しております。

映画を制作した東京の日下部プロデューサー、会社の方なんですが、経済効果も非常にありますので、市のほうから100万円ほど補助してもらえないかという話題が来ましたが、補助するよりは、これらの映画を地元の高中生等に鑑賞してもらったほうが効果が上がるのではないかと。そんな考えを持ちまして、地元の烏山高中生、烏山女子高生合わせまして945人いらっしゃるわけですが、それらの7割660人に対しまして、ふだんは1,500円の券なんですが、1,000円券で66万1,000円、それから中学生は、これは高校生向けの映画でございますので、中学3年生だけを対象といたしまして338人の7割、18万9,000円、中学生は、ふだんは1,000円でございますが800円ということで、そのほかのつき添いとかエキストラとか学校の先生とか大人の方もいらっしゃいますが、一般の方はふだん1,800円なんですが、これは1,000円ということで5万円、合わせて90万円を計上させていただいたわけございまして、これは宇都宮の3つの映画館で3月上旬、特別上映ということで実施するということでございまして、これらの方に見ていただくということで券を計上したわけでございます。

次のいかんべ関連の費用の7万円の計上でございますが、これは9月補正で7万円をいかんべ記念館に計上させていただきましたが、ここでは冷房が3系統ございまして、前は伝統芸能継承室のエアコンだったんですが、今回は事務所とか和室系統でございまして、同じく7万円なんですが、やはり故障しましてこれらを計上させていただいたわけでございます。

もう1点のやまびこの湯の運営費でございますが、これはやまびこの湯の修繕費でございまして、修繕につきましてはボイラー2号機のタッチパネルの制御盤37万650円、給湯消音ポンプ2号機の10万7,100円、給湯関係制御盤111万7,200円が今回の修繕の計上

なのでございますが、これについて指定管理者との契約がございまして、100万円以下の修繕は指定管理者持ち、100万円を超えるものにつきましては協議ということでございまして、100万円を超えるものは111万7,200円でございまして、協議をしまして市のほうで50万円計上させていただきましたので、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 私のほうから21ページの適応指導教室、これは宮原の不登校児のレインボーハウスの水道料関係の費用でございます。

続きまして次ページの保健体育総務費でございますが、これにつきましては公用車の燃料代ということで当初予算が若干見込みが少なかったということと、燃料費の高騰もございまして、それらの費用でございます。

なお、質問の中で市民ハイキングの申し込みの徹底につきましては、市長がお答えしましたように職員に対しまして指示等をしてまいりたいというふうに思います。縦割りの弊害ということもありますが、やはりその辺につきまして今後そういうことのないように努力をしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） やまびこの湯関係につきましてはそういうことで、衛生面と接客面についてはさらに研さんをお願いしたいというふうに思います。

烏山、南那須の問題でございますが、成人式も南那須の施設、ある事業所、さらには新年の賀詞交歓会につきましても南那須の事業所ということで、やはり市長、助役が南那須だと南那須に決まっちゃうのかなど。それはどういうふうにして決まったのでしょうか。その決め方についてまずお聞きしたいというのと、これから公平にローテーションで進めるのかどうか。これから独占してやるのか。市民のほうからいろいろとご批判をいただいておりますので、ご回答をお願いしたいというふうに思います。

○議長（小森幸雄君） 経済環境部長佐藤和夫君。

○経済環境部長（佐藤和夫君） 賀詞交歓会については私のほうからお答えを申し上げたいと思っております。新市になりまして、賀詞交歓会につきましては来年の1月に2回目を迎えるわけございまして、第1回が烏山地内、次の年が南那須地内ということで、これは実行委員会を組んで決定しております。その次の第3回目からはまた新たな考え方でやるということで、ことしと来年は決定ということでお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 成人式の関係でございます。やはり成人式につきましても実行委員会を組織いたしました。昨年度は合併後でございます、両町でそれぞれ日にちを別に実施をしておりますので、今年度から統一をしたということが1点ございます。そういう中で、実行委員会の中には旧烏山、南那須両町から募集をいたしまして、それらの方で検討し、人数的なこともあります。場所的なこともございますので、市からの交付金の範囲内というのがありますので、それらを考慮しながら場所を選定させていただいて、ことしの成人式は実施をするということになりましたので、ご理解をいただければと思います。

○16番（平塚英教君） 偏らないように公平をお願いします。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 一般会計歳入について1点、歳出について1点お伺いします。

まず歳入の10ページの一番下にあります15款の県支出金、県補助金の総務費県補助金、ここで今回616万9,000円ほど減額をしております、この市町村総合交付金ですね。これ、当初予算では1,967万3,000円を計上したと思いますが、なぜこれほどの多額の交付金が減額になったのかお聞きします。

もう1点は、教育費関係ですが、22ページの中段あたりで10款教育費社会教育費の公民館費です。ここに付記のほうに烏山公民館施設整備費で1,461万9,000円あります。この28ページの建設工事の一覧表がありますが、そこでは旧烏山公民館の解体工事費となっていて、決して整備ではないものですから、これはどっちが本当なのか。多分これは解体ではないかと思っているんですが。それとここで当初予算でも1,590万円ほど計上してあります。さらに今回1,461万9,000円と言いますと、烏山公民館関係のために3,000万円を超える工事費をかけているわけなんです、解体費と整備も含まれるのかどうか、この辺についてご説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 11ページ関係の総合交付金についてお答えを申し上げたいと思います。

今回、616万9,000円の減額措置をしております。これにつきましては、市が社会福祉協議会に委託をして行っていた事業のすずらん作業所とあすなる作業所関係について、10月から社会福祉協議会のほうにすべて移行したということから、今回、補正を行ったものでございます。11ページのほうに障害者福祉作業所運営費補助金、これについてはあすなる作業所とすずらん作業所の9月までの県の補助金ということで、今回、振替をさせていただ

ております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 烏山公民館の施設整備、ご指摘のように解体と解体した後の舗装工事等も含めておりますので、ご理解いただければと思います。議員ご指摘のように、当初で1,500万円ほど措置をさせていただきました。これにつきましてはあくまでも体育館と今の烏山公民館の間の舗装工事を予定をいたしました。特例債事業に該当するというので、市長も考えを変えまして、旧烏山公民館の木造の建物につきましても老朽化といいますか使用もしていないということでございますので、今回解体をいたしましてあそこの部分も駐車場にするということで、今回、増額補正をさせていただきました。それで議員ご指摘のように3,000万円ほどの総額の予算に相なるわけでございます。なお、舗装関係、北側の側溝関係等の工事も入ってまいりますので、不確定も含めてそういうことの内容になります。ちなみに40台ほどの駐車スペースというような形になります。

以上です。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 議案第1号であります。その中の歳入、県支出金、2款の民生費、県補助金、これが減額補正583万円ということで、その大きな中身は児童福祉費補助金、これが1,035万3,000円減額になっていますが、この内容の説明。

それに、先ほど出ました解体工事の1,461万9,000円という中の解体部分の坪数は何坪なのか。

それと、高齢者福祉、補正額が減額で1,000万円、それが出ていますが、その中で入所措置費で700万円減額になっております。この辺の内容も説明をお願いいたします。

それと同じように母子福祉費で1,288万4,000円、この事業費の減額ということでもありますから、この点の説明をお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） 最初に歳入の11ページの特別保育等推進補助金1,035万3,000円、それから同じく17ページの3款2項2目児童措置費、市立保育園施設運営委託事業、これが連動することなんですが、これにつきましては民間保育園に委託しております特別保育事業、これらにつきましては補助要綱が変わった。また、それに伴いまして単価が変更した。そういうことと、実績等もあわせまして歳入歳出の減額でございます。

それから16ページの高齢者福祉施設入所措置費が725万7,000円の減ですが、これ

はご承知のように養護老人ホームに入所した経費でございますが、当初は31名を見ていたんですが、その後、死亡等で27名に減ったということで725万7,000円の減額でございます。

最後に母子福祉事業費の17ページの3款2項3目母子福祉費の母子福祉事業1,288万4,000円の減ですが、これは児童扶養手当です。これは当初232名ほど見込んでいたんですが210名に減ったということです。これはご承知のように離婚等に伴っての母子家庭に対しての手当ですが、これが全部支給がされなくなった、また一部支給になった。支給停止になった。所得制限等がありますが、結婚とかそういうことで対象者が減ったということで事業の精査とあわせまして1,288万4,000円の減額をしたところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 烏山公民館の解体につきましては、昭和12年の建造物でございます、木造2階建ての455平米でございます。設計は約500万円弱になろうかと思えます。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） この解体工事は私が質問しているのは、大体平米数で解体費用が1平米当たり幾らになるのか。解体費用というのは坪幾らと言うんです。それが幾らぐらいになるのかという質問をしています、解体費用と坪数。それと設計に500万円というのはちょっと、補修するだけでそんなにかかるの。その2点いいですか。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 2時52分

○議長（小森幸雄君） 再開いたします。

教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 坪単価にいたしまして処分費、当然、廃材関係、産廃関係等もございますので、設計のほうから概算をはじいてみますと坪3万8,000円のようにございます。（「それと設計費500万円ということよ」の声あり）総事業費ということではつもりなんです。大変失礼しました。総事業費のほうは500万円前後で、ですから今割りかえさせていただきますと解体処分とかそういうものを含めて3万8,000円という数字が出てくるということでご理解いただきたい。

○18番（樋山隆四郎君） わかりました。了解。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 議案第1号の中で17ページの民生費の中の職員人件費、衛生費の職員人件費、19ページの土木費の職員人件費、28ページの総務費の中で小学校等の旧プール解体工事をとっているところで、教育費の中で下江川中学校のプール解体工事、これはどうしてこういうふうに分かれているのか。

それともう一つ、議案第4号の7ページの一般職員手当ですね。なぜこんなふうになっているのか。あと管理職手当とトータルで総人件費が占める金額と、予算に対する比率ですね。どの程度になったのか、その辺のところを教えてくださいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 人件費関係につきましては、今回、一般会計、特別会計を含めて人事異動並びに退職等に伴う精査でございます。この内訳等につきましては、一般会計の場合については特別職を含めて24ページ以降について職員の増減理由、そういうものを明示してございます。今回のご質問につきましては款ごとのご質問でございますけれども、今回については人事異動ということで総体的なお話をさせていただきたいというふうに思っております。

職員数につきましては一般会計で申し上げますと、総体的に3名減になっております。給料関係につきましては3,514万6,000円の減、職員手当が1,064万3,000円の減ということで、総体的には5,634万4,000円の減というふうな表示をさせていただいております。その給料等の増減理由等につきましては25ページのところに書いてございまして、合併後の給料調整に伴う増減、これにつきましては2町の職員の給与等の是正をした関係から2,000万円ふえてございます。この対象人数につきましては、69名、約70名ということになってまいります。新給料表への移行に伴う増減が2,600万円減ということでございます。これについては、当初予算におきましては旧給料表等で積算をしております。1号昇格をするという積算をしております。それが結果的には人事院勧告等に基づいて現給補償されるということから、あくまでも当初予算との比較で2,600万円減ということでございます。

あとはその他の増減理由として、退職とかそういう関係で減額をしているということになります。その他の中で、特に1,644万8,000円の減額になってございます。これらにつきましては現在、6名の女子職員が育児休業を取ってございます。その関係から減になっているということでございます。職員手当等につきましても理由に書いてあるようなことで、見てご理解をいただければありがたいと考えております。

プールの解体工事関係が総務費と教育委員会のほうに分かれているのはなぜかというご質問でございますけれども、これにつきましては、現在、普通財産については総務課で管理をして

ございます。今回のプール関係等については興野小学校というのは旧興野小学校のあったところにプールが1つございます。そのほかに、小木須の旧小学校がそこにもプールがあるということで、教育財産から普通財産に引き継がれたということから、総務課のほうで予算措置をいたしたものでございます。なお、江川関係等につきましては、現在、教育財産で管理をしているということから、教育予算ということで措置をさせていただきました。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 答えていない部分があると思うんですが、トータルで総人件費、それと比率がわかればお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 一般的なことから申し上げますと、人件費等につきましては一般会計で申し上げますと21億9,829万3,000円ということになりまして、率で申し上げますと2.63%の減になります。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） トータルの総人件費は幾らでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 今回の一般会計の総予算につきましては、退職手当、特別退職手当等も含めると24億3,525万7,000円になります。給料費明細表退職手当等の負担金等がしてございませんので、それを含めると今申し上げた金額になるということでございます。

○1番（松本勝栄君） それと予算に対して比率は。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。3回やっていますから。

休憩 午後3時01分

再開 午後3時03分

○議長（小森幸雄君） 再開いたします。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 28ページの建設工事一覧表を見ますと、今回、プールを3基解体することとなっております。今になっては無用の長物になり、やむなく解体することになったと思うんですが、つくる際は多分議会に対しても必要なんだと、必要性を訴えて予算も計上し、それを議会も認めたはずですが、今になってなぜ解体しなければならなかったのか。

それと、目的は達成されたのかどうか。実際何年ぐらい使ったのか、この辺のところをお伺いします。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 普通財産関係について最初にお答えを申し上げたいと思います。興野小学校の旧プール解体工事というふうに書いてございます。現在、新しい興野小学校も当然あるわけでございまして、そこにはプールが設置されております。元の小学校に設置をされているものの解体ということでご理解をいただきたいと思います。旧小木須小学校プール解体工事につきましては、小木須小学校と大木須小学校が1つの東小学校に統合されました。その学校にプールは既に設置されてございまして、現在、全く使われていない小木須小学校のプールの解体ということでご理解をいただきたいと思っております。学校関係等については教育次長のほうになりますので、お願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 各学校のプールの建築年次等の資料は手元にはございませんので、後でお答えをさせていただきたいと思います。基本的には学校プールの維持管理等につきましては、学校の授業関係、長期の夏休み等にも入ってしまうというような状況等もありますので、現在、教育委員会等で考えておりますのは維持管理費用も高騰しております。使わなければ塗装関係もだめになってしまいますし、機械関係もだめになってしまうのが実態でございますので、その面も含めまして学校プール授業関係等につきましては、旧南那須地区の学校等につきましてはB&Gのプールを利用しているというのが実態でございます。

また、旧烏山地区におきましては、烏山中学校と烏山小学校のプールにつきましては補修等も含めて利用するようなことで現在は考えております。残りの七合小学校、興野小学校、東小学校、境小学校という学校がございますが、それらにつきましても学校プールでの授業の運営と、大桶にございます民間の委託プール等で、効率化等も含めた中で維持管理費用、委託費用というものを含めた中で、学校側と調整をしながら現在、授業関係には使用しているというのが実態でございます。そういうことでございまして、建築年次関係等につきまして後で議員のほうにお答え申し上げまして、実情をお知らせいたしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○17番（中山五男君） 了解いたしました。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 大変申しわけございません。設置年度等についてお答えを忘れました。申しわけございません。旧興野小学校プールについては昭和48年の設置でございます。小木須小学校等については昭和49年、江川小学校については昭和50年という設置にな

ってございます。

○議長（小森幸雄君） 18番樋山隆四郎君。

○18番（樋山隆四郎君） 解体なんですけど全部で3,000万円かかるわけですね。当初予算で1,590万円、追加で1,461万9,000円、3,051万9,000円、500万円しか使っていないんです。あとの2,500万円をどう使ったのか。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 先ほどお答えしたと思うんですけども、解体の関係は坪3万8,000円で約500万円程度ですね。そのほかは取り壊した後の舗装工事、体育館の北側、公民館との間の砂利、体育館の北側の側溝も排水が悪くなっております。排水溝等も改修いたします。それと舗装工事ですので、駐車場として今回使用するわけでございますので、その敷地の整備ということで舗装をする。駐車場の区画線、車どめの工事が予算規模で3,040万円の中に入っているというふうにご理解いただきたいと思います。（「そうすると、あそこの駐車場の整備に幾らかかって、解体した部分の補修、これはどのぐらいかかるのか」の声あり）ですから、解体した部分も含めて舗装は2,500万円程度でございます。（「解体した後の壁はどうするのか。あそこはベニヤか何かたたいておけばいいということですか」の声あり）

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時15分

○議長（小森幸雄君） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号から第6号の6議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第2号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第3号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第15 議案第4号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第5号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第17 議案第6号について原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第18 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（小森幸雄君） 日程第18 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書は、付託第1号のとおりでございます。この請願書については所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、付託第1号のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。なお、さきの定例会において継続審査になっております人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書の採択に関する陳情書及び市道冶部内葉木沢線の側溝整備に関する陳情書についても、審査報告を願います。

○議長（小森幸雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

[午後 3時18分散会]